

テンブルトン世界債券ファンド

外貨建てシリーズ

運用報告書

(全体版)

(償還報告書)

シティグループ証券株式会社

目 次

	頁
I. ファンドの設定から前期までの運用の経過	1
II. 運用の経過等	14
III. 直近10期の運用実績	18
IV. ファンドの経理状況	24
V. ファンドの投資信託財産運用総括表	71
VI. お知らせ	74

(注1) 米ドル、豪ドルおよびユーロの円換算額は、便宜上、それぞれ2025年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝142.57円、1豪ドル＝90.96円、1ユーロ＝162.17円）によります。以下同じです。

(注2) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、米ドル建て受益証券、豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券およびユーロ建て（ヘッジあり）受益証券は、それぞれ米ドル建て、豪ドル建ておよびユーロ建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル、豪ドルまたはユーロをもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合、四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注4) 本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、7月1日に始まり翌年の6月30日に終了する1年をいいます。ただし、第1会計年度は2013年8月5日から2014年6月30日まで、また、第12会計年度は2024年7月1日から2024年12月11日までの期間をいいます。なお、サブ・ファンドの運用開始日は2013年9月13日、償還日は2024年12月11日です。

サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍契約型公募外国株式投資信託（追加型）	
信託期間	「繰上償還」の項に定める規定に従い、または有価証券届出書に記載されるその他の状況において、早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは償還日または受託会社および管理会社が決定するその他の日に終了する予定です。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいいます。サブ・ファンドは2024年12月11日に償還いたしました。	
繰上償還	サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了します。 (a) サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくはサブ・ファンドの受益者の利益に反する場合 (b) 前記「信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合 (c) 任意または強制的買戻しのいずれかを問わずサブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合 (d) サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合 (e) 信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合	
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合したトータル・リターンを最大化することです。	
主要投資対象	サブ・ファンド	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ・テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド（以下「マスター・ファンド」といいます。）の米ドル建て投資証券クラスを主な投資対象とします。
	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ・テンブルトン・グローバル・ボンド・ファンド	世界各国の政府または政府機関が発行する固定または変動利付債券（非投資適格債券を含みます。）および債務のポートフォリオを主な投資対象とします。
サブ・ファンドの運用方法	サブ・ファンドは、マスター・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに主に投資することにより本投資目的の達成を目指します。したがって、サブ・ファンドはマスター・ファンドのフィード・ファンドを務めるため、実質的に受益証券の売却代金のすべてがマスター・ファンドに投資されます。	
主な投資制限	管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行いません。 (a) 取得の結果として管理会社が運用するすべての集団投資信託が保有する投資会社ではないいづれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること (b) サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書またはその補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、投資対象の取得を妨げないものとします。） (c) 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと (d) 管理会社、または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られません。）受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと (e) 空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合に、空売りを行うこと (f) 後記「借入れ」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと 借入れ 管理会社および／またはその委託先は、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができますが、借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果とはならないことを条件とします。ただし、サブ・ファンドが他のサブ・ファンド、投資ファンドまたは他の種類の集団投資スキームとの併合を含む（ただし、これらに限られません。）特別な状況において、12か月を超えない期間で一時的に制限を超える場合はこの限りではありません。	
分配方針	サブ・ファンドは、受益者に対して、分配を行う予定はありません。	

I. ファンドの設定から前期までの運用の経過

第1期：2013年8月5日（設立日）から2014年6月30日

（1）サブ・ファンドの運用の経過

昨年中頃に世界の資本市場は、米連邦準備制度理事会の緩和縮小の検討開始に反応し当初混乱に陥りましたが、その後投資家が各国・地域の中央銀行が極めて緩和的な政策を維持すると確信したため、市場は落ち着きを取り戻しました。欧州中央銀行は2013年11月に政策金利を史上最低水準まで引き下げ、イングランド銀行が金融政策の据え置きを決定したため、金利上昇に対する懸念は後退しました。米連邦準備制度理事会の議長が、緩和縮小は行われても緩やかに進み、長期にわたって金利を低位に維持することを確約したため、市場は、2013年12月の米連邦準備制度理事会の緩和縮小発表を好感しました。世界の金利水準は年末にかけて低下しました。経済統計に結構ばらつきがあったものの、この金利低下は2014年中も続きました。インフレは景気回復にもかかわらず脅威となっていない様子でした。市場は、このような環境が長期間続くと考えました。中東およびウクライナの紛争は世界経済に対するリスクを増大させましたが、新興市場で経済成長が安定化したことに加え、米国の順調な経済モメンタムがこうしたリスクを払拭する可能性があります。米ドルは対円で上昇し、ここ3四半期で、98.52円から101.38円まで円安が進みました。

世界市場の利回り低下およびドル高に牽引され、テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズの2013年8月5日（設立日）から2014年6月末までのリターンは、4.95%となりました。

（2）マスター・ファンドの運用の経過

フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ
テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド

期間：2013年9月13日（サブ・ファンドの運用開始日）から2014年6月30日

○運用状況

（国・地域配分）

－主な国・地域配分については、2014年6月末時点で韓国13.6%、ポーランド11.2%、メキシコ11.1%、マレーシア10.4%、アイルランド9.9%となりました。

（通貨別配分）

－主な通貨別配分については、2014年6月末時点で、米ドル66.4%、メキシコペソ15.1%、マレーシアリンギ14.8%、韓国ウォン13.8%、ポーランドズロチ12.7%などを買建てる一方で、ユーロ、円を売り建としました。

（信用格付別配分）

－信用格付別構成については、2014年6月末時点で、投資適格75.5%、非投資適格15.1%、その他9.4%となりました。

投資対象ファンドの報告期間において、デュレーション戦略（金利変化に対する債券価格の感応度に注目した戦略）が米ドルベースのリターンに対する主なプラス要因となりました。次いで、通貨戦略もプラス要因となりました。クレジット戦略（ソブリン債の信用力に注目した戦略）については概ね中立となりました。

第2期：2014年7月1日から2015年6月30日

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

世界市場の利回り上昇および米ドル高に牽引され、テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズの2014年7月1日から2015年6月30日までの米ドル建てクラスのリターンは、-3.34%、豪ドル建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-1.31%、ユーロ建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-3.74%となりました。

■投資環境について

2014年下半年期に世界の資本市場で上昇トレンドが反転し、多くの要因によってボラティリティが高まりました。デフレリスクが台頭する中、ユーロ圏の経済活動は期待に反する結果となった一方で、米国のGDP成長率は予想を遙かに上回りました。

ウクライナおよび中東では地政学的緊張が高まりました。国際通貨基金（IMF）は中国も含めた世界成長見通しを下方修正しました。米連邦準備制度理事会がハト派的な発言を維持した一方で、連邦公開市場委員会の金利見通しは上昇し、投資家の間で利上げが当初の予想より早まるとの観測が広がりました。原油価格は急落し、これを受けて、株価、債券価格、石油に依存する地域の通貨が下落しました。

2015年に欧州中央銀行は、欧州経済の成長エンジンを再スタートさせるため、予想を上回る規模の量的緩和策を発表しました。市場はこれを好感しました。しかしながら、6月にギリシャのデフォルトに対する懸念が投資家心理の重しとなり、市場心理は再び悪化しました。長期金利は米国の利上げに対する懸念を受けて上昇しました。

■ポートフォリオについて

●サブ・ファンド

サブ・ファンドは、フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドであるテンプルトン・グローバル・ボンド・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに投資しました。マスター・ファンドは世界各地の政府または政府関連発行体が発行する確定利付きおよび変動利付き債務証券および債券のポートフォリオに主に投資します。

●フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズー テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド

○運用状況

（国・地域配分）

ー主な国・地域配分については、2015年6月末時点でメキシコ15.7%、韓国14.7%、マレーシア9.4%、ポーランド9.4%、ハンガリー7.8%となりました。

（通貨別配分）

ー主な通貨別配分については、2015年6月末時点で、米ドル84.3%、メキシコペソ16.1%、韓国ウォン14.7%、マレーシアリング13.8%、ポーランドズロチ9.4%などを買って建てる一方で、ユーロ、円などを売り建としました。

（信用格付別配分）

ー信用格付別構成については、2015年6月末時点で、投資適格66.9%、非投資適格13.9%、その他19.2%となりました。

投資対象ファンドの報告期間において、通貨戦略が米ドルベースのリターンの主なマイナス要因となりました。次いで、クレジット戦略（ソブリン債の信用力に注目した戦略）もマイナス要因となりました。一方、デュレーション戦略（金利変化に対する債券価格の感応度に注目した戦略）についてはプラス要因となりました。

第3期：2015年7月1日から2016年6月30日

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

新興国債券の不振により、テンプレトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズの2015年7月1日から2016年6月30日までの米ドル建てクラスのリターンは、-8.05%、豪ドル建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-7.75%、ユーロ建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-8.83%となりました。

■ 投資環境について

中国の景気減速ならびにそれが世界の経済成長とコモディティ価格に及ぼす影響に対する投資家の懸念を受けてリスク回避姿勢が広がったため、世界の資本市場は2015年下半期から全面安の展開となり、ボラティリティが上昇しました。ヨーロッパおよび日本においても、経済統計が予想を下回り、ヨーロッパおよび日本がリセッションに逆戻りするのではないかという懸念が投資家の間に広がりました。スプレッドの拡大を受けて、新興国債券の価格は下落しました。原油価格が1バレル=26米ドルまで落ち込んだことから、2016年に入っても状況は変わりませんでした。投資家は、各国・地域の中央銀行による追加緩和策の効果について疑念を持ちました。このため、1月における欧州中央銀行（ECB）の決定および意表を突いた形となった日本銀行（BOJ）によるマイナス金利導入は、市場の更なる下落を食い止めることはできませんでした。しかしながら、その後中国および世界的な経済活動鈍化について高まった投資家の懸念が鎮静化し、米ドル安で原油およびコモディティ市場に追い風となったため、債券市場と株式市場は落ち着きを取り戻しました。全体として、当期は新興国債券にとって難しい一年となりました。

■ ポートフォリオについて

● サブ・ファンド

サブ・ファンドは、フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドであるテンプレトン・グローバル・ボンド・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに投資しました。マスター・ファンドは世界各国の政府または政府機関が発行する固定または変動利付債券および債務のポートフォリオに主に投資します。

● フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズー テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド

○ 運用状況

（国・地域配分）

ー主な国・地域配分については、2016年6月末時点でメキシコ22.8%、韓国15.1%、ブラジル14.8%、マレーシア9.7%、インドネシア8.8%となりました。

（通貨別配分）

ー主な通貨別配分については、2016年6月末時点で、米ドル110.8%、メキシコペソ23.4%、マレーシアリング15.9%、ブラジルレアル15.1%などを買建てる一方で、ユーロ、円、豪ドルを売建てとしました。（通貨別配分は為替予約を含めた実質的な通貨配分です。）

（信用格付別配分）

ー信用格付別構成については、2016年6月末時点で、投資適格68.3%、非投資適格23.7%、その他8.0%となりました。

報告期間における投資対象ファンドの絶対パフォーマンスはマイナスとなりました。主に通貨戦略が米ドルベースのリターンにおいてマイナス寄与しました。一方、クレジット戦略（ソブリン債の信用力に注目した戦略）とデュレーション戦略（金利変化に対する債券価格の感応度に注目した戦略）についてはプラス寄与となりました。

第4期：2016年7月1日から2017年6月30日

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

債券の好調なパフォーマンスおよび新興国債券のエクスポージャーに牽引されて、テンプレートン世界債券ファンド 外貨建てシリーズの2016年7月1日から2017年6月30日までの米ドル建てクラスのリターンは、9.64%、豪ドル建て（ヘッジあり）クラスのリターンは10.04%、ユーロ建て（ヘッジあり）クラスのリターンは7.88%となりました。

■投資環境について

世界の株式および債券市場は、2016年下半期に順調に上昇しました。米国大統領選を控えて市場の警戒感が高まりましたが、ドナルド・トランプ氏の勝利が発表されると懸念は間もなく後退し、規制緩和および積極的な投資策に対する期待感が生まれました。10年物米国国債の利回りは、米国のインフレ率上昇と財政緩和に対する期待感から、2016年下半期に、1.36%から2.60%まで上昇しました。米連邦準備制度理事会は2016年にFFレートを一度引き上げ、2017年上半期の連邦公開市場委員会（FOMC）の声明は強弱交錯する内容でした。FFレートは、2017年上半期中に2度引き上げられましたが、10年物米国国債の利回りは、この間2.3%で安定していました。日本と欧州の中央銀行は、緩和的な金融スタンスを維持しました。世界的に見ると、資本市場は、全体的に堅調な経済成長および雇用統計、ならびにマクロン氏のフランス大統領選勝利後に欧州の政治リスクが後退したことを背景とするセンチメントの改善を受けて、全面的に上昇しました。原油は、比較的狭いレンジ内取引となり、米国の生産量増加による下落圧力を受ける中、1バレル当たり46米ドルで期末を迎えました。全体的には、金利は一部の地域で上昇しましたが、クレジット・スプレッドは概ね縮小し、新興市場債は高利回りのため当期中、好調に推移しました。

■ポートフォリオについて

●サブ・ファンド

サブ・ファンドは、フランクリン・テンプレートン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドであるテンプレートン・グローバル・ボンド・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに投資しました。マスター・ファンドは世界各国の政府または政府機関が発行する固定または変動利付債券および債務のポートフォリオに主に投資します。

●フランクリン・テンプレートン・インベストメント・ファンズ

テンプレートン・グローバル・ボンド・ファンド

○運用状況

（国・地域配分）

—主な国・地域配分については、2017年6月末時点でメキシコ22.2%、ブラジル14.6%、韓国14.2%、インドネシア10.8%、インド7.7%となりました。

（通貨別配分）

—主な通貨別配分*については、2017年6月末時点で、米ドル111.7%、メキシコペソ22.8%、ブラジルレアル15.0%、インドルピー13.8%、インドネシアルピア10.8%などを買建てる一方で、ユーロ、円、豪ドルなどを売建てとしました。

*通貨別配分は為替予約を含めた実質的な配分です。

（信用格付別配分）

—信用格付別構成については、2017年6月末時点で、投資適格62.1%、非投資適格23.2%、その他14.7%となりました。

報告期間における投資対象ファンドの絶対パフォーマンスはプラスとなりました。主に通貨戦略が米ドルベースのリターンにおいてプラス寄与しました。次いでデュレーション戦略（金利変化に対する債券価格の感応度に注目した戦略）およびクレジット戦略（ソブリン債の信用力に注目した戦略）についてもプラス寄与しました。

第5期：2017年7月1日から2018年6月30日

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

米国債利回りの上昇ならびに社債のエクスポージャーおよび新興国債券のエクスポージャーによる良好ではないパフォーマンスに牽引され、2017年7月1日から2018年6月30日までのテンプレート世界債券ファンド 外貨建てシリーズの米ドル建てクラスのリターンは、-3.10%、豪ドル建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-3.35%、ユーロ建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-5.65%となりました。

■ 投資環境について

2017年下半期の世界の資本市場は堅調に推移し、金利が安定し、ならびに良好な企業収益、世界成長に対する強気な姿勢および流動性懸念の後退を受けて株式が史上最高値に達しました。ところが、2018年上半期に入ると、米国の金融引締めおよび世界の貿易戦争を巡る懸念を受けて、市場のセンチメントが冷え込みました。米国のテクニカル・セクターが終始好調だったのに対し、新興国の市場およびその通貨が売られました。10年物米国債の利回りは、2017年下半期中には2.3037%から2.4054%までの僅かな上昇でしたが、2018年上半期に一時3.1%を突破し、その後は2.9%圏内で安定しました。米連邦準備制度理事会（FRB）は、2017年下半期に1度、2018年上半期に2度FF金利を引き上げました。米国の良好な経済指標と税制改革を受けて、FRBの新議長であるジェローム・パウエル氏は、2018年11月6日現在、金融引締め姿勢を強め、2018年内に4度の利上げの可能性を見込んでいました。日本および欧州連合の各中央銀行は現行の金融政策を概ね据え置きましたが、欧州における各中央銀行は緩和の出口戦略を巡る議論に意欲を示しています。原油価格は、OPECおよびその加盟国による効果的な生産量の統制により、1バレル当たり46ドルから値上がりして1バレル当たり74米ドルで期末を迎えました。全体的には、先進国市場のパフォーマンスと新興市場のパフォーマンスに乖離が見られました。トランプ政権の貿易政策により世界の成長が損なわれ、資本市場が低調となる可能性があります。

■ ポートフォリオについて

● サブ・ファンド

サブ・ファンドは、フランクリン・テンプレート・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドであるテンプレート・グローバル・ボンド・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに投資しました。マスター・ファンドは世界各国の政府または政府機関が発行する固定または変動利付債券および債務のポートフォリオに主に投資します。

● フランクリン・テンプレート・インベストメント・ファンズー テンプレート・グローバル・ボンド・ファンド

○ 運用状況

（国・地域配分）

— 主な国・地域配分については、2018年6月末時点で、メキシコ20.1%、韓国17.1%、ブラジル12.5%、インドネシア10.6%、米国9.6%となりました。

（通貨別配分）

— 主な通貨別配分*については、2018年6月末時点で、米ドル123.0%、メキシコペソ20.8%、インドルピー13.3%、ブラジルリアル12.9%、インドネシアルピア10.9%などを買建てる一方で、ユーロ、円、豪ドルなどを売建てとしました。

*通貨別配分は為替予約を含めた実質的な配分です。

（信用格付別配分）

— 信用格付別構成については、2018年6月末時点で、投資適格63.9%、非投資適格20.1%、その他15.9%となりました。

報告期間におけるマスター・ファンドの絶対パフォーマンスはマイナスとなりました。主に通貨戦略が米ドルベースのリターンにおいてマイナス寄与しました。一方、デュレーション戦略（金利変化に対する債券価格の感応度に注目した戦略）はプラス寄与しました。クレジット戦略（ソブリン債の信用力に注目した戦略）については中立となりました。

第6期：2018年7月1日から2019年6月30日

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

米国債利回りの低下ならびに社債のエクスポージャーおよび新興国債券のエクスポージャーによる安定したパフォーマンスに牽引され、2018年7月1日から2019年6月30日までのテンプレトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズの米ドル建てクラスのリターンは、4.42%、豪ドル建て（ヘッジあり）クラスのリターンは3.34%、ユーロ建て（ヘッジあり）クラスのリターンは1.22%となりました。

■ 投資環境について

当期前半の資本市場では、世界的に広がる貿易を巡る不確実性および景気後退懸念を背景に、リスク回避姿勢が広範囲にわたって台頭しました。長短金利が逆転する場面もありました。市場はその後、主に米国債の利回り低下に牽引されて回復しましたが、関税追加とそれに対する報復措置が幾度となく繰り返され、米中間の貿易摩擦は、報道で引き続き大きく取り沙汰されました。米連邦準備制度理事会（FRB）と他の主要な中央銀行は、政策においてハト派色を強め、成長方向に転換しました。FRBは、2019年6月に10年ぶりの利下げを行い、利上げサイクルを終了させた一方、欧州中央銀行は、利上げ計画を見送り、2019年の成長予想を下方修正しました。米国10年物国債利回りは、期末に2.9%前後から2.0%まで低下し、2016年後半以来の水準となりました。投資家の間では、世界的に新たな量的緩和策が実施されるとの見方が強まりました。

■ ポートフォリオについて

● サブ・ファンド

サブ・ファンドは、フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドであるテンプレトン・グローバル・ボンド・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに投資しました。マスター・ファンドは世界各国の政府または政府機関が発行する固定または変動利付債券および債務のポートフォリオに主に投資します。

● フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ

テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド

○ 運用状況

（国・地域配分）

— 主な国・地域配分については、2019年6月末時点で、メキシコ17.7%、韓国16.9%、ブラジル14.4%、インド8.7%、インドネシア7.6%となりました。

（通貨別配分）

— 主な通貨別配分*については、2019年6月末時点で、米ドル90.5%、円20.3%、ブラジルレアル14.9%、メキシコペソ14.5%、インドネシアルピア7.8%などを買建てて一方で、ユーロ、豪ドルを売建てとしました。

*通貨別配分は為替予約を含めた実質的な配分です。

（信用格付別配分）

— 信用格付別構成については、2019年6月末時点で、投資適格55.6%、非投資適格20.3%、その他24.1%となりました。

報告期間におけるマスター・ファンドの絶対パフォーマンスはプラスとなりました。主に通貨戦略が米ドルベースのリターンにおいて大きくプラス寄与しました。デュレーション戦略（金利変化に対する債券価格の感応度に注目した戦略）もプラス寄与しました。一方、クレジット戦略（ソブリン債の信用力に注目した戦略）はややマイナス寄与となりました。

第7期：2019年7月1日から2020年6月30日

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

社債のエクスポージャーおよび新興国債券のエクスポージャーの不振に牽引され、2019年7月1日から2020年6月30日までのテンプレトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズの米ドル建てクラスのリターンは、-7.81%、豪ドル建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-9.59%、ユーロ建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-10.24%となりました。

■ 投資環境について

当期前半の資本市場のセンチメントは、米中間の関係および関税の悪化と米国の経済統計の上昇基調維持を背景に強弱が交錯しました。当期後期の市場のセンチメントは、新型コロナウイルスの感染拡大が過去最大の世界的公衆衛生上の危機に到り、世界経済の縮小を引き起こしたことを受けて、急激に悪化しました。クレジット・スプレッドは大幅に拡大し、過去数年間で最高値近くに達しました。市場の流動性は、あらゆる年限およびあらゆる業種にわたって生じた全面的な売り圧力を背景に消滅しました。これを受けて各国・地域の中央銀行は、積極的な金融政策・財政政策を実施し、米連邦準備制度理事会（FRB）は、市場の安定化にむけて基準金利をゼロ近傍まで引き下げました。

■ ポートフォリオについて

● サブ・ファンド

サブ・ファンドは、フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドであるテンプレトン・グローバル・ボンド・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに投資しました。マスター・ファンドは世界各国の政府または政府機関が発行する固定または変動利付債券および債務のポートフォリオに主に投資します。

● フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ

テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド

○ 運用状況

（国・地域配分）

— 主な国・地域配分については、2020年6月末時点で、日本26.0%、韓国13.4%、メキシコ9.7%、ノルウェー9.2%、インドネシア8.7%となりました。

（通貨別配分）

— 主な通貨別配分*については、2020年6月末時点で、米ドル55.6%、円55.3%、ノルウェークローネ9.2%、インドネシアルピア8.7%、スイスフラン7.2%となる一方、ユーロ-34.7%、豪ドル-16.6%となりました。

*通貨別配分は為替予約を含めた実質的な配分です。

（信用格付別配分）

— 信用格付別構成については、2020年6月末時点で、投資適格78.5%、非投資適格12.2%、その他9.3%となりました。

報告期間におけるマスター・ファンドの絶対パフォーマンスはマイナスとなりました。主に通貨戦略が米ドルベースのリターンにおいて大きくマイナス寄与しました。デュレーション戦略（金利変化に対する債券価格の感応度に注目した戦略）もマイナス寄与しました。一方、クレジット戦略（ソブリン債の信用力に注目した戦略）は中立の寄与となりました。

第8期：2020年7月1日から2021年6月30日

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

社債のエクスポージャーおよび新興国債券のエクスポージャーの不振に牽引され、2020年7月1日から2021年6月30日までのテンプレトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズの米ドル建てクラスのリターンは、-3.73%、豪ドル建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-4.58%、ユーロ建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-4.88%となりました。

■ 投資環境について

当期において、上半期の資本市場のセンチメントは、新型コロナウイルスの状況と米連邦準備制度理事会（FRB）のハト派的姿勢が多く、投資家に米国の金利がしばらく低位を保つ蓋然性が高いという安堵感を与えたことを受けて良好でした。当期末にかけて債券市場のセンチメントは悪化しました。米国と新興国の市場では、インフレ圧力が増大しました。各国中央銀行は、短期基準金利および予想金利を引き上げることで対応しました。より広範な文脈では、インドでの新型コロナウイルスの再拡大、新型コロナウイルスのワクチンの副反応を巡る懸念およびバイデン大統領による4兆米ドル規模の財政出動を賄うための増税見通しも、リスク・センチメントの重しとなりました。

■ ポートフォリオについて

● サブ・ファンド

サブ・ファンドは、フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドであるテンプレトン・グローバル・ボンド・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに投資しました。マスター・ファンドは世界各国の政府または政府機関が発行する固定または変動利付債券および債務のポートフォリオに主に投資します。

● フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ

テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド

○ 運用状況

（国・地域配分）

— 主な国・地域配分については、2021年6月末時点で、韓国16.4%、インドネシア11.0%、ノルウェー10.2%、メキシコ9.2%、日本7.4%となりました。

（通貨別配分）

— 主な通貨別配分*については、2021年6月末時点で、米ドル22.3%、韓国ウォン21.3%、円15.8%、ノルウェークローネ12.0%、中国元11.6%となりました。一方、ユーロは-36.0%となりました。

*通貨別配分は為替予約を含めた実質的な配分です。

（信用格付別配分）

— 信用格付別構成については、2021年6月末時点で、投資適格81.4%、非投資適格11.4%、その他7.2%となりました。

報告期間におけるマスター・ファンドの絶対パフォーマンスはマイナスとなりました。金利戦略において、利回り上昇局面で先進国のデュレーションを短期化したことがパフォーマンスを下支えしましたが、通貨戦略で一部の新興国通貨への投資がマイナス寄与となりました。

第9期：2021年7月1日から2022年6月30日

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

米国債金利の上昇とクレジット・スプレッドの拡大による不振に牽引され、2021年7月1日から2022年6月30日までのテンプレトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズの米ドル建てクラスのリターンは、-10.87%、豪ドル建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-11.86%、ユーロ建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-12.14%となりました。

■ 投資環境について

2021年下半期中、財に対する力強い消費者需要とますます多くの産業に影響を与えたサプライチェーンの混乱によってインフレ圧力が積み上がる中、世界の市場は弱含み始めました。米連邦準備制度理事会（FRB）がよりタカ派色を強めるのではないかとという観測と中国の規制リスクが、市場センチメントの重しとなりました。しかしながら、好調な企業収益を受けて、市場は2021年年末に安定しました。

2022年第1四半期に市場はオミクロン株の感染再拡大の影響を受け、各国・地域の中央銀行は、金融引締めにも動くと同時に、ロシアによるウクライナ侵攻に対して緊急に対応しましたが、ウクライナ侵攻は、エネルギー価格と農産物価格の上昇を引き起こし、インフレ懸念をさらに強めました。2022年第2四半期において、広範囲の債券資産のバリュエーションは同四半期全体を通して下落しました。これは、各国・地域の中央銀行のタカ派色が鮮明化したことに加えて、インフレ圧力の上昇と中国における前例のないロックダウンがクレジット・スプレッドの拡大とコア債券の利回り急騰を招いたことが原因でした。米国の総合消費者物価指数は、広範囲にわたり長引く物価上昇圧力を反映し、対前年比8.6パーセント上昇しました。FRBは、先立って50ベースポイントの連続利上げを市場に誘導したにもかかわらず、6月の会合で75ベースポイントの利上げを行い市場を驚かせました。さらに重要なことに、FRBの担当者は、労働市場と経済成長を犠牲にしても、物価安定の使命に遵ずるというメッセージを伝えました。米国10年物国債の利回りは、連邦公開市場委員会（FOMC）会合直前に3.5パーセントまで上昇しましたが、6月後半には3.0パーセントに急落し、景気見通しの不透明感を反映しました。

■ ポートフォリオについて

● サブ・ファンド

サブ・ファンドは、フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドであるテンプレトン・グローバル・ボンド・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに投資しました。マスター・ファンドは世界各国の政府または政府機関が発行する固定または変動利付債券および債務のポートフォリオに主に投資します。

● フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ

テンプレトン・グローバル・ボンド・ファンド

○ 運用状況

（国・地域配分）

— 主な国・地域配分については、2022年6月末時点で、韓国、インドネシア、ブラジル、ノルウェー、スウェーデンなどへ投資しました。

（通貨別配分）

— 主な通貨別配分については、2022年6月末時点で、韓国ウォン、中国元、米ドル、インドネシアルピア、ブラジルレアルなどを買い建てとする一方で、ユーロを売り建てました。

（信用格付別配分）

— 信用格付別構成については、2022年6月末時点で、投資適格債を中心とし、非投資適格債も一部組み入れました。

報告期間におけるマスター・ファンドの絶対パフォーマンスはマイナスとなりました。コロナ感染

拡大後に前例のない金融緩和で足並みをそろえていた世界各国の中央銀行が、金融引き締めに政策を転換し、世界の多くの地域で債券利回りが上昇したことがファンドの運用にとってマイナスに影響しました。通貨戦略においても米ドルが上昇する局面で、新興国通貨への投資がマイナスに寄与しました。

第10期：2022年7月1日から2023年6月30日

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

主に米国債金利の上昇に牽引され先進国の大半で債券利回りが上昇したため、2022年7月1日から2023年6月30日までのテンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズの米ドル建てクラスのリターンは、-3.25%、豪ドル建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-5.45%、ユーロ建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-6.13%となりました。

■ 投資環境について

2022年第3四半期の経済指標は概ね軟調で、インフレ率が高止まりしました。米国の消費者物価指数（CPI）は、食品価格とエネルギー価格の上昇を主因に予想を上回りました。欧州における天然ガス供給の混乱や中国で新型コロナウイルスを巡る状況が悪化したことも、市場心理をさらに悪化させました。第4四半期に入ると、インフレ指標が予想を上回り、世界の各中央銀行がタカ派姿勢を強めたことから、債券市場のボラティリティが大幅に上昇しました。一方、年末にかけては米国のインフレ率と米国債利回りが揃って低下しました。米国連邦準備制度理事会が引締めペースを抑制する可能性を示唆すると、市場心理が一段と回復しました。

2023年年初の米国債利回りは、雇用市場やインフレ指標が予想に反して好調だったことを受けて急上昇しました。米国の地方銀行の経営危機、続いて欧州の金融セクターが混乱すると、金利のボラティリティが2008年の金融危機以来の水準に達しました。2023年第2四半期の債券市場は、米国金融セクターが再び注目を集めたことや債務上限額を巡る交渉、中国の経済再開の進展の遅れを受けて激動の四半期となりました。満期までの年限が長い債券や中国関連銘柄を中心に、投資適格債とハイ・イールド債の信用スプレッドが揃って拡大しました。

■ ポートフォリオについて

● サブ・ファンド

サブ・ファンドは、フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドであるテンプルトン・グローバル・ボンド・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに投資しました。マスター・ファンドは世界各国の政府または政府機関が発行する固定または変動利付債券および債務のポートフォリオに主に投資します。

● フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ

テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド

○運用状況

（国・地域配分）

－主な国・地域配分については、2023年6月末時点で、オーストラリア、インドネシア、日本、マレーシア、ブラジルなどへ投資しました。

（通貨別配分）

－主な通貨別配分については、2023年6月末時点で、円、豪ドル、韓国ウォン、インドネシアルピア、インドルピーなどを買い建てとする一方で、米ドルを売り建てました。

（信用格付別配分）

－信用格付別構成については、2023年6月末時点で、投資適格債を中心とし、非投資適格債も一部組み入れました。

報告期間におけるマスター・ファンドの絶対パフォーマンスはマイナスとなりました。新興国の中央銀行は、ラテンアメリカを中心に先進国よりも先行して利上げを開始していたことから、利上げを停止した国を中心に債券利回りは低下しました。しかし、先進国の中央銀行は米国や欧州を中心に金融引き締めを継続したため、先進国の大半で債券利回りが上昇したことがファンドの運用にとってマイナスに影響しました。通貨戦略においては、円への投資などがマイナスに寄与しました。

第11期：2023年7月1日から2024年6月30日

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

米国金利の上昇が影響し、2023年7月1日から2024年6月30日までのテンプレート世界債券ファンド外貨建てシリーズの米ドル建てクラスのリターンは、-8.09%、豪ドル建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-9.93%、ユーロ建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-10.03%となりました。

■ 投資環境について

当期の国債利回りは、先進国市場、新興国市場ともに概ね上昇しました。当期の米国国債10年物利回りは、米国の経済情勢やスタグフレーションを背景に投資家の利下げ観測が後退したことを受けて、45ベースポイント高い4.29%に上昇しました。ユーロ圏の金利は相対的に安定しています。ドイツ国債10年物利回りが3ベースポイント高い2.45%に上昇しました。ユーロ圏を除く欧州の先進国や新興国の国債利回りは、概ね低下しました。アジアの新興国や中南米の当期の国債利回りは、概ね上昇しました。日本では、イールドカーブ・コントロールが緩和後に撤廃されたことから、国債10年物利回りが2012年以来初めて1%を突破し、当期中に69ベースポイント高い1.08%に上昇しました。

■ ポートフォリオについて

● サブ・ファンド

サブ・ファンドは、フランクリン・テンプレート・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドであるテンプレート・グローバル・ボンド・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに投資しました。マスター・ファンドは世界各国の政府または政府機関が発行する固定または変動利付債券および債務のポートフォリオに主に投資します。

● フランクリン・テンプレート・インベストメント・ファンズ テンプレート・グローバル・ボンド・ファンド

○ 運用状況

（国・地域配分）

— 主な国・地域配分については、2024年6月末時点で、オーストラリア、マレーシア、韓国、ブラジル、インドなどへ投資しました。

（通貨別配分）

— 主な通貨別配分については、2024年6月末時点で、円、豪ドル、韓国ウォン、インドルピー、マレーシアリングなどを買って建てる一方で、米ドルを売り建てました。

（信用格付別配分）

— 信用格付別構成については、2024年6月末時点で、投資適格債を中心とし、非投資適格債も一部組み入れました。

報告期間におけるマスター・ファンドの絶対パフォーマンスはマイナスとなりました。新興国の中央銀行は、先進国よりも先行して金融引き締めを行っていたことからインフレが鈍化してきたため、新興国全体として債券利回りは低下しました。しかし、米国は金融引き締めを継続したため、米国債利回りが上昇したことがファンドの運用にとってマイナスに影響しました。通貨戦略においては、円への投資などがマイナスに寄与しました。

Ⅱ. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について

<米ドル建て受益証券>



第11期末の1口当たり純資産価格：

7.278米ドル

第12期末の1口当たり純資産価格：

7.249米ドル
(分配金額：該当事項はありません。)

騰落率：

-0.40%

<豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券>



第11期末の1口当たり純資産価格：

6.888豪ドル

第12期末の1口当たり純資産価格：

6.816豪ドル
(分配金額：該当事項はありません。)

騰落率：

-1.05%

<ユーロ建て(ヘッジあり)受益証券>



第11期末の1口当たり純資産価格：

5.994ユーロ

第12期末の1口当たり純資産価格：

5.898ユーロ
(分配金額：該当事項はありません。)

騰落率：

-1.60%

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。なお、ファンドに分配金の支払実績はありません。

(注2) 各会計年度末の純資産価額および1口当たり純資産価格の財務書類（ファンドの経理状況）記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じています。以下同じです。

(注3) 第12期末の純資産価額および1口当たり純資産価格は、財務書類と異なる基準時点で計算されているため、財務書類に記載の数値とは異なります。以下同じです。

(注4) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注5) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

投資先ファンドのプラスのパフォーマンスがファンドの費用により相殺され、2024年7月1日から2024年12月11日までのテンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズの米ドル建てクラスのリターンは、-0.40%、豪ドル建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-1.05%、ユーロ建て（ヘッジあり）クラスのリターンは-1.60%となりました。

■ 分配金について

該当事項はありません。

■ 投資環境について

世界の債券市場は、経済成長やインフレのトレンドがばらつく中での各中央銀行による政策の調整に伴い様々な圧力を受けました。米国国債10年物利回りは堅調な経済指標やコアインフレ率の高止まりを背景に安定推移し、4.23%で当期末を迎え、米連邦準備制度理事会による積極的な緩和策への期待が後退しました。米連邦準備制度理事会は利下げを2回（合計75ベースポイント）行いましたが、2025年の慎重な見通しやインフレ率の高止まりにより、債券相場の上昇が抑制されました。欧州では、欧州中央銀行による85ベースポイントの利下げやタカ派姿勢の後退を背景に、ドイツ国債10年物利回りが2.12%に低下しました。賃金の伸びを巡る懸念を背景にイングランド銀行が12月に金融緩和を停止したのに対し、日銀が金利を引き上げて日本国債10年物利回りが1.71%に上昇し、世界的なリスク選好意欲を低下させました。新興国市場債券は明暗を分け、中国からの需要の減退や米中間の貿易摩擦に起因するリスクにより、アジアや東欧の利回りは概ね低下しました。コモディティのボラティリティ、米ドル高や地政学的な緊張（関税、制裁）により、先行き不透明感がさらに強まりました。

■ ポートフォリオについて

● サブ・ファンド

サブ・ファンドは、フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドであるテンプルトン・グローバル・ボンド・ファンドの米ドル建て投資証券クラスに投資しました。マスター・ファンドは世界各国の政府または政府機関が発行する固定または変動利付債券および債務のポートフォリオに主に投資します。

● フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ

テンプルトン・グローバル・ボンド・ファンド

○ 運用状況

（国・地域配分）

— 主な国・地域配分については、2024年11月末時点で、オーストラリア、ブラジル、マレーシア、コロンビア、インドなどへ投資しました。

（通貨別配分）

— 主な通貨別配分については、2024年11月末時点で、円、豪ドル、韓国ウォン、ブラジルレアル、メキシコペソなどを買建とする一方で、中国元を売建しました。

（信用格付別配分）

— 信用格付別構成については、2024年11月末時点で、投資適格債を中心とし、非投資適格債も一部組み入れました。

報告期間におけるマスター・ファンドの絶対パフォーマンスはマイナスとなりました。新興国の中央銀行は、先進国よりも先行して金融引き締めを行っていたことからインフレが鈍化してきたため、新興国全体として債券利回りは低下したことがファンドの運用にプラス寄与しました。しかし、ブラジルなど一部の中央銀行はインフレ懸念より再度利上げに転じたことから、ブラジル債券への投資がファンドの運用にマイナスに寄与しました。通貨戦略においては、メキシコペソやブラジルレアルへの投資などがマイナスに寄与しました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

該当事項はありません。

■今後の運用方針

サブ・ファンドは2024年12月11日に償還いたしました。それより前は、管理会社は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を総合した元本の長期的成長を目的とし、マスター・ファンドへの投資を継続しました。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
受託会社の報酬	年額10,000米ドル（毎年四半期払い）	ファンドの受託業務およびこれに付随する業務への対価
管理会社の報酬	純資産価額に対する年率0.16パーセントの料率（毎月後払い）	ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し業務への対価
管理事務代行会社および保管会社の報酬	純資産価額に対する年率0.08パーセントを上限とする報酬（毎月後払い）	ファンド資産の管理事務代行業務への対価
		ファンド資産の保管業務への対価
代行協会の報酬	純資産価額に対する年率0.01パーセントを上限とする報酬（毎月後払い）	目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売会社への送付等の業務への対価
販売会社の報酬	販売会社が登録受益者となっている各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格に対する年率0.75パーセントを上限とする報酬（毎月後払い）	日本におけるファンドの受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務への対価
サービス・プロバイダーの報酬	販売会社としての資格における株式会社SMB C信託銀行または管理会社によって随時選任される日本における販売会社が登録保有者である各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格に対する年率0.08パーセントを上限とする報酬（毎月後払い）	日本におけるサブ・ファンドに係る販売の援助の提供における、管理会社の補助業務への対価
その他の費用・手数料（当期）	2.24%	監査報酬、財務書類作成報酬、弁護士および専門家報酬、その他の費用

（注1）各報酬については、目論見書に定められている料率および金額を記しています。「その他の費用・手数料（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産価額（目論見書に準拠し計算された本書に記載の純資産価額）で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

（注2）各項目の費用は、サブ・ファンドが組み入れている投資先ファンドの費用を含みません。

Ⅲ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度および第12会計年度中における各月末の純資産の推移は、次のとおりです。

<米ドル建て受益証券>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第3会計年度末 (2016年6月末日)	23,984,093.46	3,419,412	9.327	1,330
第4会計年度末 (2017年6月末日)	16,710,779.19	2,382,456	10.226	1,458
第5会計年度末 (2018年6月末日)	11,725,170.03	1,671,657	9.909	1,413
第6会計年度末 (2019年6月末日)	10,731,974.05	1,530,058	10.347	1,475
第7会計年度末 (2020年6月末日)	7,484,151.49	1,067,015	9.539	1,360
第8会計年度末 (2021年6月末日)	4,825,361.38	687,952	9.183	1,309
第9会計年度末 (2022年6月末日)	3,080,916.23	439,246	8.185	1,167
第10会計年度末 (2023年6月末日)	2,299,300.19	327,811	7.919	1,129
第11会計年度末 (2024年6月末日)	1,577,001.66	224,833	7.278	1,038
第12会計年度末 (2024年12月11日)	853,779.79	121,723	7.249	1,033
2024年7月末日	1,590,975.98	226,825	7.376	1,052
8月末日	1,679,703.27	239,475	7.788	1,110
9月末日	1,723,917.46	245,779	7.971	1,136
10月末日	1,110,101.73	158,267	7.323	1,044
11月末日	1,006,709.75	143,527	7.270	1,036
12月11日	853,779.79	121,723	7.249	1,033

(注1) 各会計年度末の純資産価額および1口当たり純資産価格の財務書類（ファンドの経理状況）記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じています。以下同じです。

(注2) 上記の2024年12月11日現在の純資産価額および1口当たり純資産価格は、財務書類と異なる基準時点で計算されているため、財務書類に記載の数値とは異なります。

＜豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券＞

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(円)
第3会計年度末 (2016年6月末日)	8,060,522.95	733,185	9.677	880
第4会計年度末 (2017年6月末日)	4,196,907.51	381,751	10.649	969
第5会計年度末 (2018年6月末日)	3,297,043.48	299,899	10.292	936
第6会計年度末 (2019年6月末日)	4,463,685.73	406,017	10.636	967
第7会計年度末 (2020年6月末日)	3,156,860.01	287,148	9.616	875
第8会計年度末 (2021年6月末日)	2,427,576.83	220,812	9.176	835
第9会計年度末 (2022年6月末日)	1,721,685.74	156,605	8.088	736
第10会計年度末 (2023年6月末日)	1,487,207.01	135,276	7.647	696
第11会計年度末 (2024年6月末日)	1,223,257.56	111,268	6.888	627
第12会計年度末 (2024年12月11日)	790,327.79	71,888	6.816	620
2024年7月末日	1,235,787.92	112,407	6.973	634
8月末日	1,304,526.96	118,660	7.361	670
9月末日	1,182,115.88	107,525	7.525	684
10月末日	842,314.31	76,617	6.890	627
11月末日	799,510.27	72,723	6.838	622
12月11日	790,327.79	71,888	6.816	620

＜ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券＞

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
第3会計年度末 (2016年6月末日)	1,629,381.23	264,237	9.183	1,489
第4会計年度末 (2017年6月末日)	1,349,993.60	218,928	9.907	1,607
第5会計年度末 (2018年6月末日)	1,040,801.60	168,787	9.347	1,516
第6会計年度末 (2019年6月末日)	768,129.56	124,568	9.461	1,534
第7会計年度末 (2020年6月末日)	602,899.49	97,772	8.492	1,377
第8会計年度末 (2021年6月末日)	424,333.73	68,814	8.078	1,310
第9会計年度末 (2022年6月末日)	320,474.33	51,971	7.097	1,151
第10会計年度末 (2023年6月末日)	218,913.66	35,501	6.662	1,080
第11会計年度末 (2024年6月末日)	101,254.45	16,420	5.994	972
第12会計年度末 (2024年12月11日)	82,487.38	13,377	5.898	956
2024年7月末日	102,467.74	16,617	6.066	984
8月末日	107,895.25	17,497	6.388	1,036
9月末日	107,475.72	17,429	6.526	1,058
10月末日	85,345.07	13,840	5.975	969
11月末日	82,813.63	13,430	5.921	960
12月11日	82,487.38	13,377	5.898	956

(2) 分配の推移

該当事項ありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、次のとおりです。

<米ドル建て受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2015年7月1日～ 2016年6月末日)	95,047.671 (95,047.671)	1,357,480.370 (1,357,480.370)	2,571,337.783 (2,571,337.783)
第4会計年度 (2016年7月1日～ 2017年6月末日)	115,643.499 (115,643.499)	1,052,798.202 (1,052,798.202)	1,634,183.080 (1,634,183.080)
第5会計年度 (2017年7月1日～ 2018年6月末日)	46,248.094 (46,248.094)	497,161.818 (497,161.818)	1,183,269.356 (1,183,269.356)
第6会計年度 (2018年7月1日～ 2019年6月末日)	72,941.181 (72,941.181)	218,967.255 (218,967.255)	1,037,243.282 (1,037,243.282)
第7会計年度 (2019年7月1日～ 2020年6月末日)	2,374.612 (2,374.612)	255,072.475 (255,072.475)	784,545.419 (784,545.419)
第8会計年度 (2020年7月1日～ 2021年6月末日)	3,063.740 (3,063.740)	262,117.487 (262,117.487)	525,491.672 (525,491.672)
第9会計年度 (2021年7月1日～ 2022年6月末日)	2,956.747 (2,956.747)	152,037.915 (152,037.915)	376,410.504 (376,410.504)
第10会計年度 (2022年7月1日～ 2023年6月末日)	6,074.860 (6,074.860)	92,123.270 (92,123.270)	290,362.094 (290,362.094)
第11会計年度 (2023年7月1日～ 2024年6月末日)	3,005.821 (3,005.821)	76,694.151 (76,694.151)	216,673.764 (216,673.764)
第12会計年度 (2024年7月1日～ 2024年12月11日)	644.496 (644.496)	99,539.285 (99,539.285)	117,778.975 (117,778.975)

＜豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券＞

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2015年7月1日～ 2016年6月末日)	250,329.765 (250,329.765)	225,302.621 (225,302.621)	832,875.170 (832,875.170)
第4会計年度 (2016年7月1日～ 2017年6月末日)	25,505.490 (25,505.490)	464,264.185 (464,264.185)	394,116.475 (394,116.475)
第5会計年度 (2017年7月1日～ 2018年6月末日)	18,400.459 (18,400.459)	92,166.056 (92,166.056)	320,350.878 (320,350.878)
第6会計年度 (2018年7月1日～ 2019年6月末日)	133,469.880 (133,469.880)	34,143.649 (34,143.649)	419,677.109 (419,677.109)
第7会計年度 (2019年7月1日～ 2020年6月末日)	10,483.078 (10,483.078)	101,856.996 (101,856.996)	328,303.191 (328,303.191)
第8会計年度 (2020年7月1日～ 2021年6月末日)	4,907.245 (4,907.245)	68,643.053 (68,643.053)	264,567.383 (264,567.383)
第9会計年度 (2021年7月1日～ 2022年6月末日)	18,524.419 (18,524.419)	70,220.247 (70,220.247)	212,871.555 (212,871.555)
第10会計年度 (2022年7月1日～ 2023年6月末日)	0 (0)	18,395.660 (18,395.660)	194,475.895 (194,475.895)
第11会計年度 (2023年7月1日～ 2024年6月末日)	1,534.004 (1,534.004)	18,406.344 (18,406.344)	177,603.555 (177,603.555)
第12会計年度 (2024年7月1日～ 2024年12月11日)	0 (0)	61,651.708 (61,651.708)	115,951.847 (115,951.847)

＜ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券＞

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2015年7月1日～ 2016年6月末日)	13,310.936 (13,310.936)	63,432.042 (63,432.042)	177,426.924 (177,426.924)
第4会計年度 (2016年7月1日～ 2017年6月末日)	5,477.811 (5,477.811)	46,640.242 (46,640.242)	136,264.493 (136,264.493)
第5会計年度 (2017年7月1日～ 2018年6月末日)	3,366.996 (3,366.996)	28,280.529 (28,280.529)	111,350.960 (111,350.960)
第6会計年度 (2018年7月1日～ 2019年6月末日)	315.060 (315.060)	30,476.975 (30,476.975)	81,189.045 (81,189.045)
第7会計年度 (2019年7月1日～ 2020年6月末日)	0 (0)	10,195.467 (10,195.467)	70,993.578 (70,993.578)
第8会計年度 (2020年7月1日～ 2021年6月末日)	1,429.870 (1,429.870)	19,891.911 (19,891.911)	52,531.537 (52,531.537)
第9会計年度 (2021年7月1日～ 2022年6月末日)	877.489 (877.489)	8,255.811 (8,255.811)	45,153.215 (45,153.215)
第10会計年度 (2022年7月1日～ 2023年6月末日)	1,308.520 (1,308.520)	13,601.236 (13,601.236)	32,860.499 (32,860.499)
第11会計年度 (2023年7月1日～ 2024年6月末日)	0 (0)	15,969.059 (15,969.059)	16,891.440 (16,891.440)
第12会計年度 (2024年7月1日～ 2024年12月11日)	0 (0)	2,905.788 (2,905.788)	13,985.652 (13,985.652)

（注1）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

（注2）本「（3）販売及び買戻しの実績」の数値は、財務書類と基準時点や端数処理方法が異なるため、財務書類の数値とは一致していません（「IV. ファンドの経理状況、財務諸表」の財務諸表に対する注記10参照。）。

IV. ファンドの経理状況

財務諸表

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジーエルエルピー（ケイマン諸島事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について2025年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝142.57円、1豪ドル＝90.96円および1ユーロ＝162.17円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合があります。
- d. ファンドの年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみです。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、ファンドの受託会社および管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負います。翻訳された年次財務書類および監査報告書には、ケーピーエムジーのブランドは含まれず、ケーピーエムジーの署名も含まれません。

(訳文※)

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

監査意見

私どもは、6 ページから41ページ（訳注：原文のページ）に記載されたレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラストのサブ・ファンドであるtemplton世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「サブ・ファンド」という。)の財務書類、すなわち、2024年12月11日(償還日)現在の財政状態計算書、2024年7月1日から2024年12月11日(償還日)までの期間における包括利益計算書、受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性がある会計方針の情報およびその他の説明情報により構成される注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HK I C P A」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HK F R S」という。)に準拠して、サブ・ファンドの2024年12月11日(償還日)現在の財政状態、ならびに2024年7月1日から2024年12月11日(償還日)までの期間における経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HK I C P Aが発行した香港監査基準(以下「HK S A」という。)に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連のある倫理上の要求とともにHK I C P Aの「職業会計士の倫理規程」（以下「当規程」という。）に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持しており、また、これらの要求および当規程で定められるその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記2(b)財務書類の作成の基礎に関する詳細に記載されているとおり、サブ・ファンドの受託会社が2024年12月11日(償還日)にサブ・ファンドを償還することを決議したため、継続企業の前提が成立していない。当該事項は、私どもの監査意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

サブ・ファンドは、これらの財務書類および監査報告書を英語から日本語に翻訳することができる。私どもは、当該翻訳に関するいかなる手続も行っていない。財務書類および監査報告書の英語版と日本語版との間に矛盾がある場合は、英語版が優先するものとする。

財務書類および監査報告書以外の情報

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。

私どもの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。

私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対するサブ・ファンドの管理会社および受託会社の責任

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、HK I C P Aが発行したHK F R Sに準拠して、当該財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにサブ・ファンドの管理会社および受託会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有している。サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、サブ・ファンドに継続企業の前提が成立していないと判断したため、注記 2 (b)に記載された作成の基礎に基づいて本財務書類を作成している。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。本報告書は、機関としての受託会社に対してのみ作成されたものであり、他の目的では作成されていない。私どもは、本報告書の内容について、他の何人に対しても責任を負わない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HKSAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、HKSAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびにサブ・ファンドの管理会社および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ 入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドに継続企業的前提が成立していないという管理会社および受託会社の判断が適切であるかどうかを結論付ける。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私どもは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、サブ・ファンドの管理会社および受託会社に対して報告を行っている。

ケーピーエムジー エルエルピー

2025年6月27日

(※) 上記は、英語で作成された監査報告書の訳文として記載されたものです。訳文においては原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。



KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series (the "Series Trust"), a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, set out on pages 6 to 41, which comprise the statement of financial position as at 11 December 2024 (Termination date), the statement of comprehensive income, the statement of changes in net assets attributable to unitholders and the statement of cash flows for the period from 1 July 2024 to 11 December 2024 (Termination date), and notes, comprising material accounting policy information and other explanatory information.

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 11 December 2024 (Termination date), and its financial performance and its cash flows for the period from 1 July 2024 to 11 December 2024 (Termination date) in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing ("HKSA") issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (the "Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of Matter

We draw attention to the fact that the Trustee of the Series Trust resolved to terminate the Series Trust with effect on 11 December 2024 (Termination date) and is no longer considered to be a going concern. Details about the basis of preparation of the financial statements are set out in note 2(b) to the financial statements. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Other Matter

The Series Trust may translate these financial statements and our auditors' report from English to Japanese. We have not been engaged to perform any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

KPMG LLP is a Cayman Islands limited liability partnership and a member firm of the KPMG network, a global organization of independent member firms affiliated with KPMG International, a Swiss entity, which is a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document classification: KPMG Confidential



Information other than the Financial Statements and Auditors' Report Thereon

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Manager and the Trustee of the Series Trust for the Financial Statements

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and for such internal control as the Manager and the Trustee of the Series Trust determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern. The Manager and the Trustee of the Series Trust consider that the Series Trust is no longer a going concern and have prepared the financial statements on the basis as set out in note 2(b) thereto.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKASs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.



As part of an audit in accordance with HKSAAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Manager and the Trustee of the Series Trust.
- Conclude on the appropriateness of the Manager's and the Trustee's judgement that the Series Trust is no longer a going concern based on the audit evidence obtained.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Manager and the Trustee of the Series Trust regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

27 June 2025

(1) 貸借対照表

財政状態計算書

2024年12月11日(償還日)現在

(表示: 別段の記載がない限り米ドル)

		2024年12月11日 (償還日)現在		2024年6月30日現在	
	注	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
流動資産					
現金および現金同等物	3, 11	66, 884	9, 536	20, 164	2, 875
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4, 9, 11	9	1	2, 548, 609	363, 355
マスター・ファンドに対する債権	5	1, 614, 786	230, 220	—	—
資産合計		1, 681, 679	239, 757	2, 568, 773	366, 230
負債					
流動負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	4, 11	12, 266	1, 749	600	86
未払費用およびその他債務	11	88, 864	12, 669	68, 210	9, 725
受益証券買戻し未払金	6, 14	1, 580, 549	225, 339	—	—
負債合計(受益証券保有者に帰属する純資産を除く)		1, 681, 679	239, 757	68, 810	9, 810
受益証券保有者に帰属する純資産	10	—	—	2, 499, 963	356, 420
発行済受益証券数合計					
豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	10(a)	—		177, 604口	
ユーロ建て(ヘッジあり)クラス	10(a)	—		16, 891口	
米ドル建てクラス	10(a)	—		216, 674口	
受益証券1口当たり純資産価格					
豪ドル建て(ヘッジあり)クラス		—	—	6. 888豪ドル	627円
ユーロ建て(ヘッジあり)クラス		—	—	5. 994ユーロ	972円
米ドル建てクラス		—	—	7. 278米ドル	1, 038円

2025年6月27日に受託会社および管理会社によって発行を承認、認可された。

[署名])
) C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・
) カンパニー(ケイマン)リミテッド
) (旧名称：ファーストカリビアン・インターナショナル・
) バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)
) リミテッド(「受託会社」))を代表して
)
 [署名]) シティグループ・ファースト・インベストメント・
) マネジメント・リミテッド(「管理会社」)
) を代表して
)

11ページから41ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

(2) 損益計算書

包括利益計算書

2024年7月1日から2024年12月11日(償還日)までの期間

(表示: 別段の記載がない限り米ドル)

	注	2024年7月1日から 2024年12月11日(償還日)までの期間		2024年6月30日に 終了した会計年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
受取利息	7, 11 (a)	1	0	2	0
その他の収益		7, 738	1, 103	—	—
純損益を通じて公正価値で測定 する金融商品に係る純利得／ (損失)	8	40, 233	5, 736	(164, 424)	(23, 442)
正味為替差損		(47)	(7)	(973)	(139)
利益／(損失) 合計		47, 925	6, 833	(165, 395)	(23, 580)
管理会社報酬	11 (a)	(1, 139)	(162)	(4, 891)	(697)
受託会社報酬	11 (a)	(5, 288)	(754)	(11, 078)	(1, 579)
管理事務代行会社、名義書換代 理人および保管会社報酬	11 (a)	(612)	(87)	(1, 807)	(258)
販売会社報酬	11 (b)	(7, 682)	(1, 095)	(22, 927)	(3, 269)
代行協会員報酬	11 (a)	(102)	(15)	(306)	(44)
サービス・プロバイダー報酬	11 (b)	(819)	(117)	(2, 433)	(347)
監査報酬		(9, 808)	(1, 398)	(34, 955)	(4, 984)
財務書類作成報酬	11 (a)	(5, 961)	(850)	(5, 960)	(850)
弁護士および専門家報酬	11 (a)	(16, 272)	(2, 320)	(15, 707)	(2, 239)
その他		(279)	(40)	(6, 015)	(858)
営業費用合計		(47, 962)	(6, 838)	(106, 079)	(15, 124)
運用による受益証券保有者に帰 属する純資産の変動および当期 包括利益合計		(37)	(5)	(271, 474)	(38, 704)

11ページから41ページ(訳注: 原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2024年7月1日から2024年12月11日(償還日)までの期間

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

	注	2024年7月1日から 2024年12月11日(償還日)までの期 間		2024年6月30日に 終了した会計年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首残高		2,499,963	356,420	3,523,829	502,392
受益証券保有者との取引					
受益証券の販売					
一豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	10(a)	—	—	7,198	1,026
一米ドル建てクラス	10(a)	5,000	713	23,276	3,318
		5,000	713	30,474	4,345
受益証券の買戻し					
一豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	10(a)	(801,804)	(114,313)	(90,162)	(12,854)
一ユーロ建て(ヘッジあり)クラス	10(a)	(106,123)	(15,130)	(109,125)	(15,558)
一米ドル建てクラス	10(a)	(1,596,999)	(227,684)	(583,579)	(83,201)
		(2,504,926)	(357,127)	(782,866)	(111,613)
受益証券保有者との取引合計		(2,499,926)	(356,414)	(752,392)	(107,269)
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益合計		(37)	(5)	(271,474)	(38,704)
期末残高		—	—	2,499,963	356,420

11ページから41ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュ・フロー計算書

2024年7月1日から2024年12月11日(償還日)までの期間

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

	2024年7月1日から 2024年12月11日(償還日)までの期間		2024年6月30日に 終了した会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動				
運用による受益証券保有者に帰属する純資産の変動および当期包括利益合計	(37)	(5)	(271,474)	(38,704)
調整：				
受取利息	(1)	(0)	(2)	(0)
運転資本変動前営業損失	(38)	(5)	(271,476)	(38,704)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の減少	2,548,600	363,354	1,093,538	155,906
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の増加／(減少)	11,666	1,663	(22,888)	(3,263)
マスター・ファンドに対する債権の(増加)／減少	(1,614,786)	(230,220)	30,000	4,277
未払費用およびその他債務の増加／(減少)	20,654	2,945	(46,136)	(6,578)
利息受取額	1	0	2	0
営業活動から生じた正味現金	966,097	137,736	783,040	111,638
財務活動				
受益証券の販売による収入	5,000	713	35,515	5,063
受益証券の買戻しに係る支払額	(924,377)	(131,788)	(840,236)	(119,792)
財務活動に使用した正味現金	(919,377)	(131,076)	(804,721)	(114,729)
現金および現金同等物の純増加／(減少)	46,720	6,661	(21,681)	(3,091)
期首現金および現金同等物	20,164	2,875	41,845	5,966
期末現金および現金同等物	66,884	9,536	20,164	2,875

11ページから41ページ(訳注：原文のページ)の注記は本財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

1 概要

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)と受託会社としてのCIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(2024年8月13日付で名称変更、旧名称：ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド)(以下「受託会社」という。)(以下あわせて「経営陣」という。)の間で2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ(以下「サブ・ファンド」という。)は2013年8月5日に設立された。サブ・ファンドの最初の取引日は2013年9月17日であった。

受託会社および管理会社は、2024年12月11日(償還日)にサブ・ファンドを償還することを決議した。最終純資産価額評価日および最終償還基準日は2024年12月10日であった。

サブ・ファンドの投資目的は、下記の注記9(a)に記載されている投資戦略を採用することにより、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することであった。

2024年12月11日(償還日)および2024年6月30日現在、トラストおよびサブ・ファンドには従業員はいなかった。サブ・ファンドの投資活動は、管理会社によって管理されていた。サブ・ファンドの管理事務代行および保管機能は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店(以下「管理事務代行会社」および「保管会社」という。)に委託されていた。株式会社SMB C信託銀行は、サブ・ファンドの販売会社(以下「販売会社」という。)である。

2 重要性がある会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表したすべての適用可能な個別のHKFRS、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・

ファンドが適用した重要性がある会計方針は、以下に記載されている。

HK I C P Aは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定の新規および改訂されたHK F R Sを公表している。注記2 (d)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間においてサブ・ファンドに関連する範囲で記載されている。

(b) 作成の基礎

サブ・ファンドは期中において一貫して当該会計方針を適用しており、過年度とも整合している。

サブ・ファンドの受益証券は米ドル建てで発行および買戻しが行われ、サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建てで測定されるという事実を反映して、本財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである(1米ドル単位に四捨五入される)。

2024年12月11日付で受託会社は、サブ・ファンドを償還することを決議した。したがって、本財務書類は継続企業の前提で作成されていない。管理会社は既存のHK F R S会計方針が本財務書類を作成するための代替的な作成の基礎に適しているかどうかを検討し、このような状況下においても適切かつ十分な指針となると結論付けた。

本財務書類は、サブ・ファンドの最終会計期間である2024年7月1日から2024年12月11日(償還日)までの約5ヶ月間の短縮期間について作成されている。したがって、包括利益計算書、受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および関連する注記の比較金額は、前会計年度よりも短い期間であるため、比較可能ではない。

本財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、下記の注記2 (e)の会計方針において説明されているように、その公正価値で計上される。その他の金融資産および金融負債は、償却原価または買戻可能価額(買戻可能受益証券)で計上される。

HK F R Sに準拠した本財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だ

けに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

本財務書類に重要な影響を及ぼすHKFRSの適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記12に記載されている。

(c) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の為替レートで米ドルに換算されている。換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として純損益に認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債から生じるものを除く。これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益の構成要素として認識される。

(d) 会計方針の変更

HKICPAは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、多くのHKFRSの修正を公表した。これらの変更はいずれも、当期または過年度に作成または開示されたサブ・ファンドの業績および財政状態に重要な影響を及ぼさなかった。

サブ・ファンドは、当会計期間において未発効の新基準または解釈指針を適用していない(注記13参照)。

(e) 金融商品

(i) 当初認識

サブ・ファンドは、下記(ii)に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る取引費用は、直ちに費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が発生時に計上される。

(ii) 区分

当初認識時に、サブ・ファンドは償却原価または純損益を通じた公正価値(以下「F V T P L」という。)で測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- ー 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- ー その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

サブ・ファンドのその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

サブ・ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- ー 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ー ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、経営陣に報告されているか
- ー 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- ー 管理会社にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- ー 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、サブ・ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

サブ・ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- ー 回収のために保有する事業モデル：これには、現金および現金同等物ならびにマスター・ファンドに対する債権が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。

- － その他の事業モデル：これには、マスター・ファンドに対する投資およびデリバティブ金融商品が含まれる。当該金融商品は、管理とその業績評価が公正価値ベースで行われ、頻繁に売却が発生している。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、サブ・ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。サブ・ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- － キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- － レバレッジ要素
- － 期限前償還要素と期限延長要素
- － サブ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- － 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

サブ・ファンドは、事業モデルと契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて投資を分類している。したがって、サブ・ファンドは、投資ファンドへのすべての投資およびデリバティブ金融商品を、FVTPLで測定する金融資産または金融負債の区分に分類する。償却原価で測定する金融資産には、現金および現金同等物ならびにマスター・ファンドに対する債権が含まれている。償却原価で測定する金融負債には、未払費用およびその他債務ならびに受益証券買戻し未払金が含まれている。

分類変更

- － 金融資産は、サブ・ファンドが金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後に再分類されない。この場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日に分類変更される。

(iii) 公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するブローカー／ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する確実な見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。投資ファンドへの投資については、サブ・ファンドは、原ファンドの管理事務代行会社および／または管理会社によって報告された純資産価額に基づいて、投資の公正価値を測定する。

当初認識時における金融商品の公正価値についての最善の証拠は通常、取引価格—すなわち、与えた、または受領した対価の公正価値である。サブ・ファンドが、当初認識時における公正価値が取引価格と異なっており、公正価値が、同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格によって証明されていない、もしくは観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法に基づいていないと判断する場合、金融商品は、当初認識時における公正価値と取引価格の間の差異を繰り延べるために調整された公正価値で当初測定される。その後、この差異は、当該商品の存続期間にわたって適切な基準により純損益に認識される。ただし、評価が観察可能な市場データにより全面的に裏付けられている期間、または取引が完了するまでの期間に限られている。

割引キャッシュ・フロー法が利用される場合、見積将来キャッシュ・フローは、経営陣の最善の見積りに基づいており、使用される割引率は条件が類似する商品に適用される報告年度末現在の市場レートである。他の価格決定モデルが利用される場合、インプットは報告年度末現在の市場データに基づいている。

サブ・ファンドは、振替が生じる報告年度末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

(iv) 減損

サブ・ファンドは、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

サブ・ファンドは、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 期末日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当

初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

サブ・ファンドは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判断する際、またECLを見積もる際に、関連性があり、過大なコストや労力を掛けずに、入手可能である合理的で裏付け可能な情報について考慮する。これには、サブ・ファンドの過去の経験および情報に基づく信用評価による、また将来予測的な情報を含む、定量的および定性的情報と分析の両方が含まれる。

サブ・ファンドは、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

サブ・ファンドは、以下の場合に、金融資産が債務不履行に陥っているとみなす。

- ー サブ・ファンドが有価証券の現金化(保有されている場合)といった行動に遡及権を有していない場合で、借手がサブ・ファンドに対する信用義務を全額支払う可能性が低い場合
- ー 金融資産の期限経過が90日超である場合

サブ・ファンドは、取引相手方の信用格付けが「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融資産の信用リスクは低いとみなしている。サブ・ファンドは、これをムーディーズのBaa3以上またはスタンダード&プアーズのBBB-以上とみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、期末日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、サブ・ファンドが信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、企業が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、サブ・ファンドが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

サブ・ファンドは、各期末日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 債務者または発行者の重大な財政的困難
- 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

サブ・ファンドがある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

(v) 認識の中止

サブ・ファンドは、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転される取引、または、サブ・ファンドが当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも保持しているわけでもないが当該金融資産に対する支配を保持していない取引において、契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡する場合に、金融資産の認識を中止する。

サブ・ファンドは、その契約上の義務が免除、取消または消滅した場合に、金融負債の認識を中止する。

(vi) 組成された企業

組成された企業とは、誰が当該企業を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業である(あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、実質的意義のある活動は契約上の取決めによって指図される場合など)。

組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動
- 限られた範囲の十分に明確化された目的(例えば、組成された企業の資産に関連するリスクとリターンを投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供など)
- 組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中を生み出す、投資家に対する契約上関連した複数の金融商品の形での資金調達(トランシェ)

経営陣は、サブ・ファンドのテンブルトン世界債券ファンド(米ドル)(以下「マスター・ファンド」という。また、詳細については、注記9(a)参照。)への投資が非連結の組成された企業への投資であり、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注記4参照)として分類されると考えている。マスター・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。マスター・ファンドは、資本関係のない資産管理者により管理されており、その投資目的を達成するために様々な投資戦略を適用している。

マスター・ファンドは、主に、世界各国の政府または政府関係機関が発行する固定または変動利付債券ならびに債務のポートフォリオに投資する。マスター・ファンドは、低水準ながら、あらゆる国の企業が発行する、あらゆるクオリティの債券および国際的な企業の債券に投資することができる。マスター・ファンドは、ヘッジおよび投資目的でデリバティブを利用することができる。デリバティブは、市場に対するエクスポージャーを伴う積極的な投資運用商品として利用される。

マスター・ファンドは、ルクセンブルグの営業日に保有者の選択により売却可能な、償還可能持分を発行することにより、その運用に係る資金を調達し、保有者にマスター・ファンド純資産の比例持分に相当する権利を与える。サブ・ファンドは、マスター・ファンドの償還可能持分を保有するものの、マスター・ファンドに出資は行っていない。2024年12月11日(償還日)現在、サブ・ファンドはマスター・ファンドからの全額償還を完了した。2024年6月30日現在、サブ・ファンドは、マスター・ファンドの純資産の0.10%を保有していた。2024年7月1日から2024年12月11日(償還日)までの期間および2024年6月30日に終了した会計年度において、サブ・ファンドは、マスター・ファンドのクラスI受益証券(累積型)(米ドル)にのみ投資している。

マスター・ファンドに対するサブ・ファンドの持分は、各募集要項の条件に従い、マスター・ファンドの将来価値の不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受ける。管理会社は、マスター・ファンドの戦略およびマスター・ファンドの管理会社の全体的なクオリティの検討を含む、マスター・ファンドに関する広範囲にわたるデュー・ディリジェンスの後に投資判断を行う。

マスター・ファンドの公正価値の変動は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損失」に含まれている。

(vii) 相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかの意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

(f) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行に対する預金を含む。現金同等物とは、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得時点で満期まで3ヶ月以内である流動性の高い短期投資である。

(g) 受取利息

受取利息は、取得日または発生日に算定される商品の当初の実効金利を用いて、発生時に純損益に認識される。受取利息には、割引またはプレミアムの償却費、取引費用あるいは利付商品の当初の帳簿価額と実効金利ベースで算定される満期時の金額とその他の差額が含まれている。

本国で課税された源泉徴収税の総額が計上され、かかる税金がある場合には、個別に純損益に認識される。

(h) 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得または損失

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得または損失には、すべての実現および未実現の公正価値の変動と為替換算差額が含まれているが、受取利息は含まれていない。

(i) 費用

サブ・ファンドの費用はすべて、発生基準で純損益に認識される。

(j) 法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類において計上されていない。

香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

(k) 受益証券保有者による受益証券の買戻し

受益証券保有者は、香港、ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京の各地において商業銀行が営業している日、および／または管理会社により適宜書面で指定される他の日(以下「買戻日」という。)に、受益証券を買戻すことができる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格で買戻される予定である。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

(l) 発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または持分商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプッタブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- (i) サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- (ii) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- (iii) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- (iv) サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- (v) その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの純損益、認識される純資産の変動、または認識・未認識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドの買戻可能受益証券は金融負債として分類され、買戻価格の現在価値で測定される。

2024年12月11日(償還日)現在、サブ・ファンドには発行済の買戻可能受益証券はなかった。2024年6月30日現在、サブ・ファンドは買戻可能受益証券を3つのクラス(豪ドル建て(ヘッジあり)、ユーロ建て(ヘッジあり)および米ドル建てクラス)として発行していた。豪ドル建て(ヘッジ

あり)、ユーロ建て(ヘッジあり)および米ドル建てクラスは、様々なクラスの受益証券が異った通貨(以下「参照通貨」という。)建てであることを除き、金融商品のうち最劣後のクラスであり、すべての重要な点で同順位であり、同一の条件が付されている。買戻可能受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、サブ・ファンドの該当するクラスの受益証券の純資産に対する受益証券保有者の持分に比例する価額の現金で買戻しを請求する権利を受益証券保有者に提供している。

(m) 関連当事者

(a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、サブ・ファンドに関連している。

- (i) サブ・ファンドに対して支配権または共同支配権を有している。
- (ii) サブ・ファンドに重要な影響力を行使することができる。あるいは
- (iii) サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、サブ・ファンドに関連している。

- (i) 当該事業体とサブ・ファンドが同じグループの一員である(すなわち、サブ・ファンドの親会社、子会社および兄弟会社が互いに関連している。)。
- (ii) 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合併事業(あるいはもう一方の事業体が属しているサブ・ファンドの別の事業体の関連会社または合併事業)である。
- (iii) 両方の事業体がいずれも同じ第三者の合併事業である。
- (iv) 一方の事業体が第三者の事業体の合併事業であり、もう一方の事業体はその第三者の事業体の関連会社である。
- (v) 当該事業体がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- (vi) 当該事業体が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。
- (vii) (a)(i)で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体(または当該事業体の親会社)の経営幹部の一員である。
- (viii) 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

ある人物の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

3 現金および現金同等物

	2024年12月11日(償還日)現在 米ドル	2024年6月30日現在 米ドル
銀行に対する当座預金	66,884	20,164

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

4 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

	2024年12月11日(償還日)現在 米ドル	2024年6月30日現在 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
デリバティブ以外の金融商品：		
－非上場オープン・エンド型マスター・ ファンドであるテンプルトン世界債券 ファンドへの投資	—	2,548,609
デリバティブ金融商品：		
－外国為替先渡契約	9	—
	9	2,548,609
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
デリバティブ金融商品：		
－外国為替先渡契約	(12,266)	(600)

5 マスター・ファンドに対する債権

2024年12月11日(償還日)現在、マスター・ファンドに対する債権1,614,786米ドルは、当会計期間末日において受理されていたが未収であった、サブ・ファンドのマスター・ファンドからの償還金額を計上したものである。当該残高は、2024年12月11日(償還日)から1ヶ月以内に決済された。

6 受益証券買戻し未払金

2024年12月11日(償還日)現在、受益証券買戻し未払金1,580,549米ドルは、サブ・ファンドにより受理されたが、2024年12月11日(償還日)現在未払の償還請求を示している。その後の決済については、注記14を参照のこと。

7 受取利息

	2024年7月1日から 2024年12月11日(償還日) までの期間 米ドル	2024年6月30日現在 米ドル
銀行残高に係る受取利息	1	2

8 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利得／(損失)

	2024年7月1日から 2024年12月11日(償還日) までの期間 米ドル	2024年6月30日現在 米ドル
デリバティブ以外の金融商品：		
－非上場オープン・エンド型マスター・ ファンドであるテンブルトン世界債券 ファンドへの投資	66,177	(143,454)
デリバティブ金融商品：		
－外国為替先渡契約	(25,944)	(20,970)
	40,233	(164,424)
内：		
実現純損失	(200,612)	(106,093)
未実現純利益／(損失)	240,845	(58,331)
	40,233	(164,424)

9 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、投資戦略に従って、投資を行う金融商品および市場に関連する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、ファンド・オブ・ファンズ構造による投資に伴う一般的なリスク、投資先ファンドのリスクへの間接的なエクスポージャー（例えば、投資先ファンドの市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクなど）およびサブ・ファンドの市場リスクへの直接的なエクスポージャーである。サブ・ファンドの市場リスクへの直接的なエクスポージャーには、金利リスク、為替リスクおよび価格リスクへのエクスポージャーが含まれる。

報告期間末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

(a) 投資戦略

2024年12月11日(償還日)現在、サブ・ファンドはマスター・ファンドへの投資を全額償還し、受託会社はサブ・ファンドの償還を決議した。以下に記載されているマスター・ファンドに関するリスクの開示は、2024年6月30日現在終了の比較期間および2024年7月1日から2024年12月11日(償還日)までの期間のみに該当する。

注記1に記載のとおり、サブ・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することであった。サブ・ファンドは、マスター・ファンドに主に投資することにより本投資目的の達成を目指す。

マスター・ファンドは、非上場オープン・エンド型ファンドである。マスター・ファンドは、株式会社および可変資本型投資会社としてルクセンブルグ大公国の法律に基づきルクセンブルグにおいて設立された会社であるフランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズのサブ・ファンドである。フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズは、譲渡可能証券の集団投資事業としての資格を有する。

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの純資産の投資および再投資に関する日々の運用・管理を行っている、フランクリン・アドバイザーズ・インク(以下「マスター・ファンドの管理会社」という。)により運用されている。マスター・ファンドの管理会社は、マスター・ファンドから投資運用報酬を受け取る。

マスター・ファンドの投資目的は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび通貨の利益を統合したトータル・リターンを最大化することである。マスター・ファンドは、世界各国の政府または政府関係機関が発行する固定および変動利付債券(投資不適格債券を含む。)ならびに債務のポートフォリオに主に投資することにより目的の達成を目指す。

マスター・ファンドは、ヘッジおよび投資目的でデリバティブを利用する。デリバティブは、市場に対するエクスポージャーを伴う積極的な投資運用商品として利用される。マスター・ファンドの機能通貨は米ドルである。

またサブ・ファンドの管理会社は、満期までの期間が通常約1ヶ月の外国為替先渡契約を締結することにより、サブ・ファンドの豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)受益証券のサブ・ファンドの参照通貨(すなわち、豪ドル建て(ヘッジあり)受益証券については豪ドル、ユーロ建て(ヘッジあり)受益証券についてはユーロ。以下同様。)と機能通貨間の外国為替エクスポージャーを体系的にヘッジする(以下「為替ヘッジ取引」という。)

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの日々の現金の必要性が生じた際に備え、現

金として留保される。

(b) ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク

サブ・ファンドは、受益証券の発行による収入の実質的にすべてをマスター・ファンドに投資しており、ファンド・オブ・ファンズ構造で運用している。

ファンド・オブ・ファンズの投資構造は、サブ・ファンドに特有のいくつかのリスクをもたらす。サブ・ファンドは他の投資家とともに投資を行い、そのうちの一部は異なる経済的権利を有する場合があるため、投資先ファンドの利益または損失のうち、投資先ファンドの受益証券は同順位で分配されない可能性がある。また、仮に大口投資家が投資先ファンドから撤退した場合、残りの投資家は、より高い営業費用を比例按分して負担することがある。さらに投資家が短期間に元本の多額の換金を行う場合、投資先ファンドは投資ポジションを投げ売りするか、投資先ファンドに対するサブ・ファンドの利益の価値に悪影響を与える方法で清算する可能性がある。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する投資を通じてその投資目的を達成する。投資目的が達成されるかどうかは、マスター・ファンドの金融商品のパフォーマンスとマスター・ファンドの継続的な利用可能性、ならびにマスター・ファンドの管理会社の事業の継続性に依存する。

サブ・ファンドはファンド・オブ・ファンズ構造に基づいており、トラッカー・ファンドとして設定されていない。サブ・ファンドのパフォーマンスは、マスター・ファンドのパフォーマンスとは異なることがある。

(c) マスター・ファンドのリスク

ファンド・オブ・ファンズ構造において、サブ・ファンドにはマスター・ファンドのリスクに対する間接的なエクスポージャーがあり、マスター・ファンドが被った損失はサブ・ファンドの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。サブ・ファンドは、マスター・ファンドの重要なリスクに間接的にさらされている。マスター・ファンドの重要なリスクは、マスター・ファンドの管理会社のリスク管理方針およびプロセスの対象となる。

(i) マスター・ファンドの信用リスク

マスター・ファンドの次の資産(負債性金融商品、デリバティブ金融資産、現金および現金同等物ならびにその他の債権)は、信用リスクにさらされていた。

マスター・ファンドの報告によると、マスター・ファンドの管理会社は、マスター・ファンド

の取引相手方または発行体との取引に関連する信用リスクを軽減するための手順を採用している。取引前に、取引相手方または発行体の債務返済能力を評価するための独立した分析が行われる。その後、承認された取引相手方または発行体に係る信用リスクは、財務書類および必要に応じて期中財務報告の定期的なレビューを含め、継続的に監視される。

(ii) マスター・ファンドの為替リスク

為替リスクは、マスター・ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。

マスター・ファンドの報告によると、為替レートの変動により機能通貨以外の他の通貨建ての資産および負債の価値が変動することがあるため、マスター・ファンドは為替リスクにさらされる可能性がある。マスター・ファンドは、為替エクスポージャーをヘッジするため、先渡為替予約、クロス・カレンシー・フォワード契約および先物為替予約等の商品を使用する可能性があるが、これは為替差益の可能性を制限することがあり、あるいは、投資目的で通貨ポジションを取るために前述の商品を使用する可能性があるが、その結果、マスター・ファンドに重大な損失を与えることがあり得る。

(iii) マスター・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、マスター・ファンドの管理会社が支払時期に債務を決済するのに十分な現金を生成することができない場合に生じる。

一般的に、サブ・ファンドのマスター・ファンドのクラス I 受益証券(累積型)(米ドル)への投資は、任意の営業日に償還し、3 営業日以内に決済することができる。マスター・ファンドの純資産価額の10%を超える償還請求については、マスター・ファンドの取締役会は、これら全受益証券の一部の償還を営業日単位で繰り延べ、当該受益証券が償還される評価日に決定される関連する受益証券 1 口当たり純資産価格でこれら进行评估することを宣言することができる。

マスター・ファンドの管理会社はまた、純資産価額の評価および償還の一時的な停止を課すことができる。かかる停止のトリガーは、マスター・ファンドの投資活動にとって重要な市場の閉鎖、マスター・ファンドの資産の相当部分を構成する投資の処分または評価が実質的に実行可能ではないか、または、マスター・ファンドの投資家にとって実質的に不利な条件でのみ可能である期間である場合があるが、これらに限定されない。

2024年6月30日現在、マスター・ファンドの監査済年次財務書類で報告されているように、マスター・ファンドは、国債および地方債(新興国が発行するものを含む)に投資している。また、2024年6月30日現在、マスター・ファンドの債券ポジションが「ディストレスト証券」とみなさ

れるものはない。「ディストレスト証券」は、マスター・ファンドによって、デフォルト証券、少なくとも2つの格付け機関によってCCC以下に格付けされた固定利付証券、および信用スプレッドが1,000bpsを超える未格付け証券を含むと定義されている。管理会社は、マスター・ファンドへの投資に関する流動性リスクは重要ではないと結論付けている。

(iv) マスター・ファンドの金利リスク

金利リスクは、マスター・ファンドの金融商品の公正価値および将来キャッシュ・フローが基礎としている実勢市場金利の変動の影響により生じる。マスター・ファンドが取得する可能性のあるクレジット商品の多くについては、金利の上昇に伴い商品の債務不履行の可能性が高まる。

(v) マスター・ファンドのデリバティブ・リスク

デリバティブ・リスクは、マスター・ファンドがヘッジおよび投資目的で締結するデリバティブ契約から生じる。デリバティブ契約は高レバレッジの投資であり、評価額は原資産の変動により決定される。デリバティブ契約は、マスター・ファンドの流動性リスク、信用リスクおよび取引相手方リスクを増加させる。

2024年6月30日現在、マスター・ファンドによって実行された未決済のデリバティブ契約には、外国為替先渡契約および通貨オプション契約が含まれていた。管理会社は、マスター・ファンドへの投資のデリバティブ・リスクは重要ではないと結論付けている。

(d) サブ・ファンドの市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、純損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が純損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利、為替レートまたは価格の変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

2024年12月11日(償還日)現在、サブ・ファンドは、外貨建契約に起因する僅少な金額の金融資産および金融負債を除き、すべての投資を清算している。管理会社は、サブ・ファンドの市場リスクへのエクスポージャーは僅少であると判断している。以下に記載されている市場リスクの開示は、特段の記述がない限り、2024年6月30日現在終了の比較期間にのみ関連する。

(i) 金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼすことにより、サブ・ファンドに潜在的な損益がもたらされる可能性から生じる。サブ・ファンドの金利リスクは、管理会社により継続的に管理されている。現金を除いて、サブ・ファンド

のすべての金融資産および金融負債は無利息である。サブ・ファンドの金利リスクへの直接的なエクスポージャーは、管理会社によって最小と考えられている。

(ii) 為替リスク

サブ・ファンドは、機能通貨以外の通貨建ての金融商品に投資し、取引を行う。その結果、サブ・ファンドは、他の外貨に対する機能通貨の為替レートが、米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンドの金融資産または金融負債の該当部分の価額に悪影響を及ぼしかねない変動を示すというリスクにさらされている。

資産または負債の表示通貨と機能通貨間の為替レートの変動により、当該資産または負債の公正価値が上昇または低下することがある。管理会社は、サブ・ファンドの為替エクスポージャーを継続的に監視し、為替エクスポージャーをヘッジするため、デリバティブ金融商品を利用する場合がある。

通貨の感応度

2024年12月11日（償還日）現在、管理会社は、サブ・ファンドは2024年12月11日（償還日）から短期間で債務の決済後に清算される予定であるため、サブ・ファンドの為替リスクは僅少であると評価し、結論付けた。

2024年6月30日の時点で、下記に示したとおり、米ドルが各通貨に対して一定の割合で下落または上昇し、他のすべての変動要因が不変であるという前提の下で、当期中の受益証券保有者に帰属する純資産および包括利益合計は以下の金額のとおり変動したと考えられる。以下の純資産の変動の分析では、期末現在の外国為替先渡契約の公正価値の変動が考慮されている。

	純エクスポ ージャー* 米ドル	合理的に生じ得る 変動 %	米ドルが下落した場 合の純資産の変動 米ドル	米ドルが上昇した場 合の純資産の変動 米ドル
2024年6月30日現在				
通貨				
豪ドル	3,722	5	(186)	186
ユーロ	1,054	5	(53)	53
日本円	16	10	(2)	2
合計			(241)	241

* 貸借対照表の純エクスポージャーには、期末現在の未決済外国為替先渡契約の想定元本は含まれないことに留意のこと。外国為替先渡契約の詳細については注記9(g)を参照のこと。

(iii) 価格リスク

価格リスクとは、個別の投資銘柄または発行体に固有の要素によるか、あるいは市場で売買されるすべての金融商品に影響を及ぼす要素によるかにかかわらず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。

2024年12月11日(償還日)現在、サブ・ファンドはマスター・ファンドにおけるすべての持分を全額償還済みであるため、管理会社は、サブ・ファンドは価格リスクにさらされていないと結論付けた。

価格の感応度

2024年6月30日現在、サブ・ファンドの資産は、実質的にマスター・ファンドに投資されるため、マスター・ファンドの価格リスクにさらされていた。マスター・ファンドの純資産価額が5%減少したならば、受益証券保有者に帰属する純資産および当該期間の包括利益合計が127,430米ドル減少し、逆に5%増加したならば、受益証券保有者に帰属する純資産が同額増加すると見積もられている。

(e) サブ・ファンドの信用リスク

信用リスクとは、金融商品取引の取引相手方が、サブ・ファンドと締結した義務または契約を遂行できないリスクである。サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社により継続的に監視される。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金および現金同等物、ならびにマスター・ファンドに対する債権の残高を保管する保管銀行に対する信用リスクにさらされている。

2024年12月11日(償還日)現在、サブ・ファンドの現金は信用リスクにさらされているが、サブ・ファンドは当会計期間末日から1ヶ月以内にすべての現金残高を清算する予定であるため、管理会社は、この信用リスクは僅少であると評価した。

2024年12月11日(償還日)現在、サブ・ファンドは、ゼロ米ドル(2024年6月30日:ゼロ米ドル)の現金を、外国為替先渡契約の担保として移転した。外国為替先渡契約の取引相手は、管理会社の兄弟会社であり、信用のある金融機関である。管理会社は、銀行および外国為替先渡契約の取引相手の信用リスクは低いと考えている。

マスター・ファンドに対する債権に起因する信用リスクは、決済待ちのマスター・ファンドからのサブ・ファンドの償還金額に関連している。マスター・ファンドに対する債権に関連するリ

スクは、決済期間が短いことから、僅少であると考えられている。

サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店(以下「銀行」という。)に預けられており、銀行は管理事務代行会社および保管会社でもある。管理事務代行会社および保管会社であるシティ・バンク・エヌ・エイの香港支店の信用格付けは、スタンダード&プアーズによる格付けで「A+」(2024年6月30日:A+)であった。外国為替先渡契約の取引相手方であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ジャパン・インクの信用格付けは、スタンダード&プアーズによる格付けで「A+」(2024年6月30日:A+)であった。信用リスクは重大ではないと考えられる。

ECLから生じる金額

2024年12月11日(償還日)現在、管理会社は、サブ・ファンドが当会計期間末日から短期間で債務の決済後に清算される予定であるため、予想信用損失は最小限であると評価している。比較期間においては、2024年6月30日現在、現金および現金同等物ならびにマスター・ファンドに対する債権に係る減損は、12ヶ月の予想損失ベースで測定されており、エクスポージャーの満期が短いことを反映していた。

管理会社は、取引相手方が短期的に契約上の義務を履行する能力が高いため、債務不履行の可能性はゼロに近いと考えている。現金および現金同等物ならびにマスター・ファンドに対する債権に対して認識された減損引当金はない。

金融資産と金融負債の相殺

以下の表に記載されている開示には、以下の金融資産および金融負債が含まれている。

- ー財政状態計算書において相殺されるもの。または
- ー財政状態計算書において相殺されているかどうかに関係なく、強制可能なマスターネットティング契約の対象となっているもの。

マスターネットティング契約は、財政状態計算書における相殺に関する要件を満たしている。サブ・ファンドおよびその相手先は、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかの意図を有している。

強制可能なマスターネットティング契約の対象となっている金融負債

	財政状態計算書で相殺していない 関連した金額			
	財政状態計算書に おける金融商品の 総額および純額 米ドル	金融商品 (現金以外 の担保を含む) 米ドル	受け取ったまたは 差し入れた現金 担保 米ドル	
			担保 米ドル	純額 米ドル
2024年12月11日 (償還日) 現在				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ金融商品				
ー外国為替先渡契約	9	(9)	—	—
	9	(9)	—	—
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融商品				
ー外国為替先渡契約	(12, 266)	9	—	(12, 257)
	(12, 266)	9	—	(12, 257)

強制可能なマスターネットティング契約の対象となっている金融負債

	財政状態計算書で相殺していない 関連した金額			
	財政状態計算書に おける金融商品の 総額および純額 米ドル	金融商品 (現金以外 の担保を含む) 米ドル	受け取ったまたは 差し入れた現金 担保 米ドル	
			担保 米ドル	純額 米ドル
2024年 6 月30日 現在				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ金融商品				
ー外国為替先渡契約	—	—	—	—
	—	—	—	—
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融商品				
ー外国為替先渡契約	(600)	—	—	(600)
	(600)	—	—	(600)

(f) サブ・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、サブ・ファンドが、マスター・ファンドへの投資を現金で買戻すことができない、あるいはサブ・ファンドの義務を履行するために適時にかかる買戻しを行うことができない可能性があるリスクから生じる。注記2(k)に定義されているように、受益証券保有者はいずれの買戻日でも受益証券を買戻すことができるため、サブ・ファンドは、受益証券保有者の買戻しに応じるための流動性リスクにさらされている。サブ・ファンドは、マスター・ファンドがその買戻義務を履行する能力において流動性リスクの対象となる。サブ・ファンドは、買戻日における受益証券保有者による受益証券の買戻しに関して流動性リスクにさらされている。

2024年12月11日(償還日)現在、サブ・ファンドはマスター・ファンドからの全額償還を完了した。2024年6月30日現在および2024年7月1日から2024年12月11日(償還日)までの期間において、サブ・ファンドの資産の大部分は、マスター・ファンドに投資されている。マスター・ファンドは、オープン・エンド型ファンドである。サブ・ファンドの投資は、受益証券買戻制限の対象となる場合がある。マスター・ファンドに関する流動性リスクの記載については、注記9(c)(iii)を参照。

負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2024年12月11日(償還日)および2024年6月30日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

	2024年12月11日(償還日)現在			
	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル
非トレーディング負債				
未払費用およびその他債務	88,864	—	—	88,864
受益証券買戻し未払金	1,580,549	—	—	1,580,549
合計	1,669,413	—	—	1,669,413
トレーディング負債				
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	12,266	—	—	12,266

2024年6月30日現在

	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル
非トレーディング負債				
未払費用およびその他債務	65,635	2,575	—	68,210
受益証券保有者に帰属する純資産 (注)	2,499,963	—	—	2,499,963
合計	2,565,598	2,575	—	2,568,173
トレーディング負債				
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	600	—	—	600

注：受益証券保有者に帰属する純資産の流動性プロファイルは、英文目論見書の関連セクションで説明されているとおり、サブ・ファンドの流動性条件に従う。

(g) 公正価値

(i) 公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

- ーレベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。
- ーレベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なインプットとは、市場データを入手できないインプットである。
- ーレベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

2024年12月11日(償還日)現在				
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ金融商品：				
ー外国為替先渡契約	—	9	—	9
	—	9	—	9
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融商品：				
ー外国為替先渡契約	—	(12, 266)	—	(12, 266)
	—	(12, 266)	—	(12, 266)
2024年6月30日現在				
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融商品：				
ー非上場オープン・エンド型 マスター・ファンドであるテン プルトン世界債券ファンドへの 投資	—	2, 548, 609	—	2, 548, 609
	—	2, 548, 609	—	2, 548, 609
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融商品：				
ー外国為替先渡契約	—	(600)	—	(23, 488) (訳注)
	—	(600)	—	(600)

2024年7月1日から2024年12月11日(償還日)までの期間および2024年6月30日に終了した会計年度において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品間で振替はなかった。

(訳注) 原文では(23, 488)と記載されているが、正しくは(600)である旨の確認が取れている。

(ii) 公正価値以外で計上される金融商品

F V T P Lで測定されない金融商品には、以下が含まれている。

- i. 現金および現金同等物、マスター・ファンドに対する債権ならびに受益証券買戻し未払金。

これらは、短期的な性質と取引相手方の高い信用の質により、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。

- ii. 受益証券保有者に帰属する純資産。サブ・ファンドは、本財務書類で使用されているものと一致する基準で計算された、買戻時のサブ・ファンドの純資産の比例持分に等しい金額で買戻可能受益証券を定期的に行き来しおよび発行する。したがって、受益証券保有者に帰属する純資産の帳簿価額は、公正価値に近似している。受益証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

(iii) 外国為替先渡契約

2024年12月11日（償還日）および2024年6月30日現在の外国為替先渡契約残高は、以下のとおりであった。

2024年12月11日（償還日）現在

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

通貨 買い	通貨 買い金額	通貨 売り	通貨 売り金額	決済日	公正価値 米ドル
米ドル	3,698	豪ドル	5,800	2024年12月17日	3
米ドル	2,212	ユーロ	2,100	2024年12月17日	6
					9

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

通貨 買い	通貨 買い金額	通貨 売り	通貨 売り金額	決済日	公正価値 米ドル
豪ドル	796,859	米ドル	519,469	2024年12月17日	(11,850)
ユーロ	84,526	米ドル	89,232	2024年12月17日	(416)
					(12,266)

2024年12月17日に、すべての外国為替先渡契約は、2024年12月11日時点計上の公正価値にほぼ等しい公正価値で決済または終了された。

2024年6月30日現在

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

通貨 買い	通貨 買い金額	通貨 売り	通貨 売り金額	決済日	公正価値 米ドル
豪ドル	1,240,224	米ドル	827,071	2024年7月31日	(512)
ユーロ	102,700	米ドル	110,266	2024年7月31日	(88)
					(600)

外国為替先渡契約とは、将来の特定日に特定価格にて、指定された通貨を売買する契約であり、現金で決済される。当該契約は店頭取引である。これら契約は、サブ・ファンドの外国為替エクスポージャーをヘッジするために締結された。

外国為替先渡契約は、契約額に関連した市場価格の変動に基づく市場リスクにさらされることになる。市場リスクは、為替レートの変動の可能性により生じる。また、通常、想定上の契約規模に関連して要求される預入証拠金は低いため、高いレバレッジが先渡取引口座の特徴となる。その結果、先渡契約の基礎的数値における比較的少額の価格変動により、サブ・ファンドに多額の損失が生じる場合がある。

想定元本とは、サブ・ファンドにより取引される先渡契約の公正価値の基礎となる外貨の基礎参照金額である。想定元本は現在の公正価値を示しておらず、必ずしもサブ・ファンドの外国為替先渡契約の将来キャッシュ・フローを示すものではないが、想定元本により特定される変数に関連する基礎価格の変動は、当該デリバティブ金融商品の公正価値に影響を及ぼす。

豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券の保有者のため、外国為替先渡契約におけるサブ・ファンドの取引は実行され、それは原則として、米ドルを売り、参照通貨を買うことにより行われる。為替ヘッジ取引の結果、米ドルに対する豪ドル高またはユーロ高(場合に応じて)は、これに対応する豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券またはユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の増額をもたらさない。当該取引により生じる損益はすべて、それぞれ豪ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券およびユーロ建て(ヘッジあり)クラス受益証券に負担される。

これら契約の取引相手は信用のある金融機関である、管理会社の兄弟会社であるため、債務不履行リスクは低いと考えられる。

10 受益証券保有者に帰属する純資産

(a) 発行済および買戻受益証券

	受益証券口数 2024年12月11日(償還日)		
	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
2024年7月1日現在	177,604	16,891	216,674
受益証券の期中販売	—	—	644
受益証券の期中買戻し	(177,604)	(16,891)	(217,318)
2024年12月11日(償還日)	—	—	—

	受益証券口数 2024年6月30日		
	豪ドル建て (ヘッジあり)クラス	ユーロ建て (ヘッジあり)クラス	米ドル建て クラス
2023年7月1日現在	194,476	32,860	290,362
受益証券の期中販売	1,534	—	3,006
受益証券の期中買戻し	(18,406)	(15,969)	(76,694)
2024年6月30日現在	177,604	16,891	216,674

2024年12月11日(償還日)および2024年6月30日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は金融負債に分類されていた。サブ・ファンドの唯一の受益証券保有者は、株式会社SMB C信託銀行である。受益証券保有者は、販売会社である。

3つのクラスの受益証券すべての当初申込は、1口当たりそれぞれの参照通貨10単位の価格で行われた。受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、買戻費用なしで、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻される。

議案決議についての受益証券保有者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2024年12月11日(償還日)現在、サブ・ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産はゼロ米ドル(2024年6月30日: 2,499,963米ドル)であった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす十分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資に受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

サブ・ファンドの受益証券保有者は、保有受益証券をトラストの他のサブ・ファンドの受益証券と交換できない。

サブ・ファンドは、配当金または分配金を支払うことを意図していない。

(b) 純資産の調整

サブ・ファンドの英文目論見書に従い、サブ・ファンドの純資産は、すべての取引についてあらかじめ定められた締切時間に基づいて計算されている。英文目論見書に基づいた締切時間後の取引は、翌日に計上される。HKFRSの要求の下では、当該取引は、金融商品の認識および認識中止基準に従うように同日に計上される。このアプローチにより、HKFRSの純資産および発行済受益証券と英文目論見書の純資産および発行済受益証券との間に期間差異が生じる。

2024年12月11日(償還日)および2024年6月30日現在、HKFRSに基づき報告された純資産および発行済受益証券と英文目論見書との間に期間差異の調整はなかった。

11 関連当事者

(a) 関連当事者

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

管理会社報酬：	管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.16%の管理報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
受託会社報酬：	受託会社は年間10,000米ドルの報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。
管理事務代行会社、 名義書換代理人および 保管会社報酬：	香港支店を通じて業務を行うシティバンク・エヌ・エイは、純資産価額の年率0.08%の報酬を受け取る権利を有している。この報酬は、日々計算され、発生し、毎月後払いされる。 名義書換代理人報酬は、サービス範囲の性質に応じて、資本取引の金額または販売会社の数に基づいて計上される。名義書換代理人報酬には、月額最低料金は適用されない。
代行協会員報酬：	代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。
財務書類作成報酬：	管理事務代行会社は、年間8,000米ドルの財務書類作成報酬を受け取る権利を有している。
専門家報酬：	受託会社は、年間4,500米ドルのAML報酬を請求する。

サブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

	2024年7月1日から 2024年12月11日(償還日)までの期間		2024年6月30日	
	費用計上額 米ドル	未払金 米ドル	費用計上額 米ドル	未払金 米ドル
管理会社報酬	1,139	87	4,891	333
受託会社報酬	5,288	2,864	11,078	2,575
管理事務代行会社、名義書換代理人および保管会社報酬	612	111	1,807	259
代行協会員報酬	102	18	306	21
財務書類作成報酬	5,961	8,000	5,960	2,039
専門家報酬	1,979	888	3,402	1,159

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関するシティバンク・エヌ・エイの香港支店の通常の営業過程における銀行サービスを利用している。現金および現金同等物ならびに投資残高に関する情報はそれぞれ注記3および注記4において開示されている。2024年7月1日から2024年12月11日(償還日)までの期間において、当保管会社により保全されていた銀行残高に係る受取利息は1米ドル(2024年6月30日：2米ドル)であった。

外国為替先渡契約の取引相手方は、管理会社の兄弟会社である。外国為替先渡契約に関する情報は注記9(g)(iii)において開示されている。

(b) その他の主要な契約

(i) 販売会社

販売会社は、販売会社が登録保有者である各受益証券について、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の年率0.75%の報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。2024年12月11日(償還日)に終了した会計期間に発生した販売会社報酬は、7,682米ドル(2024年6月30日：22,927米ドル)であった。2024年12月11日(償還日)現在、販売会社報酬1,384米ドル(2024年6月30日：1,559米ドル)は未払いのままであり、未払費用およびその他債務に含まれる。

(ii) サービス・プロバイダー報酬

サービス・プロバイダーは、販売会社としての資格における株式会社SMB C信託銀行あるいは管理会社によって随時選任されることがある日本における販売会社が登録保有者であるサブ・ファンドの各受益証券1口当たり純資産価格の年率0.08%の報酬を受領する権利を有する。この報酬は、日々計算され、発生し、毎月後払いされる。2024年12月11日(償還日)に終了した会計期間に発生したサービス・プロバイダー報酬は、819米ドル(2024年6月30日：2,433米ドル)であった。2024年12月11日(償還日)現在、サービス・プロバイダー報酬148米ドル(2024年6月30日：166米ドル)は未払いのままであり、未払費用およびその他債務に含まれる。

12 見積りの不確実性に関する主要な情報

公正価値の見積り

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値は、注記2(e)(iii)に記載のとおり、現在の市場パラメータを用いる評価モデルから得られる。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、指定された時点で実施される。これらの見積りは主観的な性質を有し、不確実性および重要な判断事項を含むため、正確に算定することができない。それでも、公正価値は合理的な見積りの範囲内で信頼性をもって算定可能である。

13 2024年12月11日(償還日)に終了した会計期間において公表されているが未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HK I C P Aは、2024年7月1日から2024年12月11日(償還日)までの期間において、未発効の多くの改訂および新基準を公表した。

以下の日以降に開始する
会計期間に適用

HK A S 第21号の修正「外国為替レート変動の影響：交換可能性の欠如」	2025年1月1日
HK F R S 第9号の修正「金融商品」およびHK F R S 第7号の修正「金融商品：開示－金融商品の分類および測定に関する修正」	2026年1月1日
HK F R S 会計基準の年次改善－第11集	2026年1月1日
HK F R S 第18号「財務諸表における表示および開示」	2027年1月1日

サブ・ファンドは、受託会社が2024年12月11日(償還日)をもってサブ・ファンドを償還することを決議したため、発行済みであるが未発効の修正、新基準および解釈指針は、サブ・ファンドの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼさないと結論づけており本財務書類はサブ・ファンドの最終の年次財務書類の位置づけとなる。

14 後発事象

本財務書類を作成するに当たり、サブ・ファンドは、以下の開示事項以外に、財務書類が発行可能となる日付である監査報告書の日付までに開示が要求される後発事象はないと評価し、結論づけている。

2024年12月20日、サブ・ファンドは、償還対象の受益証券保有者に、米ドル建てクラスに対して986,153米ドル、ユーロ建てクラスに対して82,487ユーロ（86,689米ドル）、豪ドル建てクラスに対して797,029豪ドル（507,707米ドル）、合計1,580,549米ドルの現金による支払いを行い、受益証券買戻し未払金を決済した。

補足情報(未監査)

パフォーマンス表

(表示：米ドル)

	2024年12月11日(償還日) 現在 米ドル	2024年6月30日現在 米ドル
純資産価額合計(英文目論見書に準拠して計算されている)	—	2,499,963
受益証券1口当たり純資産価格(英文目論見書に準拠して計算されている)		
—豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	—	6.888豪ドル
—ユーロ建て(ヘッジあり)クラス	—	5.994ユーロ
—米ドル建てクラス	—	7.278米ドル
計上金額		
—当会計年度の受益証券1口当たり純資産価格最高額(英文目論見書に準拠して計算されている)		
—豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	7.526豪ドル	7.914豪ドル
—ユーロ建て(ヘッジあり)クラス	6.527ユーロ	6.894ユーロ
—米ドル建てクラス	7.971米ドル	8.202米ドル
—当会計年度の受益証券1口当たり純資産価格最低額(英文目論見書に準拠して計算されている)		
—豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	6.714豪ドル	6.887豪ドル
—ユーロ建て(ヘッジあり)クラス	5.817ユーロ	5.994ユーロ
—米ドル建てクラス	7.137米ドル	7.259米ドル
当会計年度の投資純利益		
—豪ドル建て(ヘッジあり)クラス	-1.05%	-9.93%
—ユーロ建て(ヘッジあり)クラス	-1.60%	-10.03%
—米ドル建てクラス	-0.40%	-8.09%

2024年7月1日から2024年12月11日(償還日)までの期間において、投資純利益は、最終償還直前の受益証券1口当たり純資産価格(英文目論見書に準拠して計算されている。)(以下「NAVPU」という。)と2024年7月1日現在の期首のNAVPUの差額を2024年6月30日現在の期首(訳注)のNAVPUで除した金額を参照して算定された。比較年度において、2024年6月30日に終了した会計年度における投資純利益は、2024年6月30日現在のNAVPUと2023年6月30日現在のNAVPUの差額を2023年6月30日現在のNAVPUで除した金額を参照して算定された。

(訳注) 原文では「期首」と記載されているが、正しくは「期末」である旨の確認が取れている。

(3) 投資有価証券明細表等

「(1) 貸借対照表」の財政状態計算書および注記4の項目を参照のこと。

V. ファンドの投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託当初払込日	2013年9月13日
	投資信託契約終了日	2024年12月11日

投資信託契約終了時（2024年12月11日）の状況			
資産総額		2,288,297.08米ドル	326,242,515円
負債総額		844,390.98米ドル	120,384,822円
純資産価額		1,443,906.10米ドル	205,857,693円
	米ドル建て受益証券	853,779.79米ドル	121,723,385円
	豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券	790,327.79豪ドル	71,888,216円
	ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券	82,487.38ユーロ	13,376,978円
受益権口数	米ドル建て受益証券	117,778.975口	
	豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券	115,951.847口	
	ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券	13,985.652口	
1口当たり償還金	米ドル建て受益証券	7.249米ドル	1,033円
	豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券	6.816豪ドル	620円
	ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券	5.898ユーロ	956円

区分		投資信託当初払込時 (2013年9月13日)	投資信託契約終了時 (2024年12月11日)	差引増減
受益権口数	米ドル建て受益証券	1,482,899.390口	117,778.975口	－1,365,120.415口
	豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券	729,366.323口	115,951.847口	－613,414.476口
	ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券	47,272.760口	13,985.652口	－33,287.108口
元本額	米ドル建て受益証券	14,828,993.90米ドル (2,114,169,660円)	853,779.79米ドル (121,723,385円)	－13,975,214.11米ドル (－1,992,446,276円)
	豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券	7,293,663.23豪ドル (663,431,607円)	790,327.79豪ドル (71,888,216円)	－6,503,335.44豪ドル (－591,543,392円)
	ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券	472,727.60ユーロ (76,662,235円)	82,487.38ユーロ (13,376,978円)	－390,240.22ユーロ (－63,285,256円)

毎計算期末の状況

米ドル建て受益証券

計算期	期首純資産価額		期末純資産価額		1口当たり純資産価格		1口当たり分配金	
	米ドル	百万円	米ドル	百万円	米ドル	円	米ドル	分配率 (%)
第1期	14,828,993.90	2,114	47,204,495.18	6,730	10.495	1,496	—	—
第2期	47,204,495.18	6,730	38,889,485.62	5,544	10.144	1,446	—	—
第3期	38,889,485.62	5,544	23,984,093.46	3,419	9.327	1,330	—	—
第4期	23,984,093.46	3,419	16,710,779.19	2,382	10.226	1,458	—	—
第5期	16,710,779.19	2,382	11,725,170.03	1,672	9.909	1,413	—	—
第6期	11,725,170.03	1,672	10,731,974.05	1,530	10.347	1,475	—	—
第7期	10,731,974.05	1,530	7,484,151.49	1,067	9.539	1,360	—	—
第8期	7,484,151.49	1,067	4,825,361.38	688	9.183	1,309	—	—
第9期	4,825,361.38	688	3,080,916.23	439	8.185	1,167	—	—
第10期	3,080,916.23	439	2,299,300.19	328	7.919	1,129	—	—
第11期	2,299,300.19	328	1,577,001.66	225	7.278	1,038	—	—
第12期	1,577,001.66	225	853,779.79	122	7.249	1,033	—	—

信託期間中1単位当たり総収益金（注1）及び 信託期間中1単位当たり年平均収益率（%）（注2）	－2.751米ドル （－392円）	—
---	----------------------	---

豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券

計算期	期首純資産価額		期末純資産価額		1口当たり純資産価格		1口当たり分配金	
	豪ドル	百万円	豪ドル	百万円	豪ドル	円	豪ドル	分配率 (%)
第1期	7,293,663.23	663	12,233,407.51	1,113	10.629	967	—	—
第2期	12,233,407.51	1,113	8,474,157.70	771	10.490	954	—	—
第3期	8,474,157.70	771	8,060,522.95	733	9.677	880	—	—
第4期	8,060,522.95	733	4,196,907.51	382	10.649	969	—	—
第5期	4,196,907.51	382	3,297,043.48	300	10.292	936	—	—
第6期	3,297,043.48	300	4,463,685.73	406	10.636	967	—	—
第7期	4,463,685.73	406	3,156,860.01	287	9.616	875	—	—
第8期	3,156,860.01	287	2,427,576.83	221	9.176	835	—	—
第9期	2,427,576.83	221	1,721,685.74	157	8.088	736	—	—
第10期	1,721,685.74	157	1,487,207.01	135	7.647	696	—	—
第11期	1,487,207.01	135	1,223,257.56	111	6.888	627	—	—
第12期	1,223,257.56	111	790,327.79	72	6.816	620	—	—

信託期間中1単位当たり総収益金（注1）及び 信託期間中1単位当たり年平均収益率（%）（注2）	－3.184豪ドル （－290円）	—
---	----------------------	---

ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券

計算期	期首純資産価額		期末純資産価額		1口当たり純資産価格		1口当たり分配金	
	ユーロ	百万円	ユーロ	百万円	ユーロ	円	ユーロ	分配率 (%)
第1期	472,727.60	77	2,461,316.80	399	10.463	1,697	—	—
第2期	2,461,316.80	399	2,291,896.26	372	10.072	1,633	—	—
第3期	2,291,896.26	372	1,629,381.23	264	9.183	1,489	—	—
第4期	1,629,381.23	264	1,349,993.60	219	9.907	1,607	—	—
第5期	1,349,993.60	219	1,040,801.60	169	9.347	1,516	—	—
第6期	1,040,801.60	169	768,129.56	125	9.461	1,534	—	—
第7期	768,129.56	125	602,899.49	98	8.492	1,377	—	—
第8期	602,899.49	98	424,333.73	69	8.078	1,310	—	—
第9期	424,333.73	69	320,474.33	52	7.097	1,151	—	—
第10期	320,474.33	52	218,913.66	36	6.662	1,080	—	—
第11期	218,913.66	36	101,254.45	16	5.994	972	—	—
第12期	101,254.45	16	82,487.38	13	5.898	956	—	—

信託期間中1単位当たり総収益金（注1）及び 信託期間中1単位当たり年平均収益率（%）（注2）	－4.102ユーロ （－665円）	—
---	----------------------	---

（注1）「信託期間中1単位当たり総収益金」とは「毎計算期末の状況」に表示された1口当たり分配金の合計額に、「投資信託契約終了時の状況」に表示された1口当たり償還金の額を加算した額から1単位当たり元本額（米ドル建て受益証券：10米ドル、豪ドル建て（ヘッジあり）受益証券：10豪ドル、ユーロ建て（ヘッジあり）受益証券：10ユーロ）を控除した金額をいいます。

（注2）信託期間中1単位当たり年平均収益率（%）＝{（1単位当たり総収益金）／（信託期間×1単位当たり元本額）}×100　ここでの信託期間は11.25年

VI. お知らせ

2024年8月13日付で、サブ・ファンドの受託会社であるファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、その商号をCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドに変更しました。

サブ・ファンドは2024年12月11日に償還いたしました。